山 鹿 市 議 会 会 議 録

平成２６年（第４回）１２月定例会

山　鹿　市　議　会

平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	11月28日	金	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
2	11月29日	（土）	休　　会	
3	11月30日	（日）		
4	12月１日	月	休会（発言通告締切午後5時まで）	
5	12月２日	火	休　　会	
6	12月３日	水		
7	12月４日	木	質疑・一般質問	
8	12月５日	金	質疑・一般質問・委員会付託	
9	12月６日	（土）	休　　会	
１０	12月７日	（日）		
１１	12月８日	月	本会議なし	福祉厚生
１２	12月９日	火		建設経済
１３	12月10日	水		総務文教
１４	12月11日	木		議会運営
１５	12月12日	金	休　　会	
１６	12月13日	（土）		
１７	12月14日	（日）		
１８	12月15日	月	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会

目　　次

第１号（１１月２８日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 5

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　議席の指定 …… 8

７．日程第２　会議録署名議員の指名 …… 8

８．日程第３　会期の決定 …… 8

９．日程第４　議案第93号～議案第129号
　　報告第17号 …… 8

10．提案理由の説明 …… 10

（１）議案第 93号（有働総務部長） …… 10

（２）議案第 94号（有働総務部長） …… 11

（３）議案第 95号（有働総務部長） …… 11

（４）議案第 96号（坂梨福祉部長） …… 12

（５）議案第 97号（坂梨福祉部長） …… 12

（６）議案第 98号（坂梨福祉部長） …… 13

（７）議案第 99号（坂梨福祉部長） …… 13

（８）議案第100号（坂梨福祉部長） …… 13

（９）議案第101号（坂梨福祉部長） …… 14

（10）議案第102号（原建設部長） …… 14

（11）議案第103号（原建設部長） …… 14

（12）議案第104号（西田経済部次長） …… 15

（13）議案第105号（飯田市民医療センター事務部長） …… 15

（14）議案第106号（有働総務部長） …… 16

（15）議案第107号（川崎福祉部次長） …… 17

（16）議案第108号（阿部建設部次長） …… 18

（17）議案第109号（川崎福祉部次長） …… 18

（18）議案第110号（阿蘇品水道局長） …… 19

（19）議案第111号（阿蘇品水道局長）　…… 19
（20）議案第112号（飯田市民医療センター事務部長）　…… 19
（21）議案第113号（阿部建設部次長）　…… 19
（22）議案第114号（栃原経済部長）　…… 20
（23）議案第115号（栃原経済部長）　…… 20
（24）議案第116号（栃原経済部長）　…… 20
（25）議案第117号（栃原経済部長）　…… 20
（26）議案第118号（栃原経済部長）　…… 20
（27）議案第119号（栃原経済部長）　…… 21
（28）議案第120号（栃原経済部長）　…… 21
（29）議案第121号（原建設部長）　…… 21
（30）議案第122号（原建設部長）　…… 21
（31）議案第123号（木村教育部長）　…… 21
（32）議案第124号（木村教育部長）　…… 22
（33）議案第125号（木村教育部長）　…… 22
（34）議案第126号（木村教育部長）　…… 22
（35）議案第127号（木村教育部長）　…… 22
（36）議案第128号（池田副市長）　…… 22
（37）議案第129号（池田副市長）　…… 22
（38）報告第 17号（金光経済部次長）　…… 22
11．散　会　…… 23

第２号（１２月４日）

１．議事日程　…… 27
２．本日の会議に付した事件　…… 27
３．出席議員　…… 27
４．説明のため出席した者　…… 28
５．事務局職員出席者　…… 29
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 30
（１）太田黒　鐵郎君一般質問　…… 30
○有働総務部長答弁　…… 30
（２）太田黒　鐵郎君一般質問　…… 31
○坂梨福祉部長答弁　…… 33
（３）太田黒　鐵郎君一般質問　…… 34

○坂梨福祉部長答弁 …… 35
（４）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 37
○原建設部長答弁 …… 38
（５）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 40
（６）服部　香代君一般質問 …… 40
○木村教育部長答弁 …… 41
（７）服部　香代君一般質問 …… 43
○木村教育部長答弁 …… 43
（８）服部　香代君一般質問 …… 44
○有働総務部長答弁 …… 44
（９）服部　香代君一般質問 …… 45
○木村教育部長答弁 …… 45
（10）服部　香代君一般質問 …… 46
○堀田教育長答弁 …… 46
（11）服部　香代君一般質問 …… 47
○木村教育部長答弁 …… 48
（12）服部　香代君一般質問 …… 48
○木村教育部長答弁 …… 49
（13）服部　香代君一般質問 …… 50
（14）冨田　弘海君一般質問 …… 50
○堀田教育長答弁 …… 51
（15）冨田　弘海君一般質問 …… 52
○堀田教育長答弁 …… 53
（16）冨田　弘海君一般質問 …… 54
（17）平井　邦廣君一般質問 …… 55
○戸次経済部首席審議員答弁 …… 56
（18）平井　邦廣君一般質問 …… 57
○戸次経済部首席審議員答弁 …… 58
（19）平井　邦廣君一般質問 …… 59
○中嶋市長答弁 …… 60
（20）平井　邦廣君一般質問 …… 60
７．散　会 …… 62

第３号（12月５日）

１．議事日程 …… 65
２．本日の会議に付した事件 …… 65
３．出席議員 …… 65
４．説明のため出席した者 …… 66
５．事務局職員出席者 …… 67
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 68
（１）稲葉　昇君一般質問 …… 68
○幸村市民部長答弁 …… 68
（２）稲葉　昇君一般質問 …… 69
○有働総務部長答弁 …… 70
（３）稲葉　昇君一般質問 …… 71
○木村教育部長答弁 …… 71
（４）稲葉　昇君一般質問 …… 72
○木村教育部長答弁 …… 72
（５）稲葉　昇君一般質問 …… 73
（６）丸山　康昭君一般質問 …… 73
○中嶋市長答弁 …… 73
（７）丸山　康昭君一般質問 …… 74
○中嶋市長答弁 …… 75
（８）丸山　康昭君一般質問 …… 76
○中嶋市長答弁 …… 77
（９）丸山　康昭君一般質問 …… 78
○中嶋市長答弁 …… 79
（10）丸山　康昭君一般質問 …… 80
（11）北原　昭三君一般質問 …… 81
○有働総務部長答弁 …… 82
（12）北原　昭三君一般質問 …… 82
○有働総務部長答弁 …… 83
（13）北原　昭三君一般質問 …… 84
○幸村市民部長答弁 …… 85
（14）北原　昭三君一般質問 …… 86
○幸村市民部長答弁 …… 87
（15）北原　昭三君一般質問 …… 87
（16）永田　紘二君一般質問 …… 87

○有働総務部長答弁 …… 88
（17）永田　紘二君一般質問 …… 88
○有働総務部長答弁 …… 89
（18）永田　紘二君一般質問 …… 89
○有働総務部長答弁 …… 90
（19）永田　紘二君一般質問 …… 91
○有働総務部長答弁 …… 91
（20）永田　紘二君一般質問 …… 92
○坂梨福祉部長答弁 …… 92
（21）永田　紘二君一般質問 …… 93
７．日程第２　委員会付託 …… 94
８．散　会 …… 94

第４号（12月15日）

１．議事日程 …… 97
２．本日の会議に付した事件 …… 99
３．出席議員 …… 101
４．説明のため出席した者 …… 101
５．事務局職員出席者 …… 102
６．日程第１　議案第93号～議案第129号
請願第２号
陳情第７号、陳情第９号～陳情第10号 …… 103
７．各委員長の報告 …… 105
（１）福祉厚生常任委員長報告 …… 105
（２）建設経済常任委員長報告 …… 106
（３）総務文教常任委員長報告 …… 108
８．質　疑 …… 109
９．討　論 …… 110
（１）丸山　康昭君討論 …… 110
10．採　決 …… 112
11．日程第２　議員提出議案第２号～議員提出議案第５号 …… 114
12．提案理由の説明 …… 114
（１）議員提出議案第２号～議員提出議案第５号（藤原　豊君） …… 114
13．質　疑 …… 114

14．討　論 …… 115
15．採　決 …… 115
16．日程第３　議会活性化特別委員会の中間報告
（太田黒議会活性化特別委員長） …… 115
17．日程追加　日程第４　意見書案第３号～意見書案第４号 …… 117
18．提案理由の説明
（１）意見書案第３号～意見書案第４号（職員朗読） …… 117
19．質　疑 …… 121
20．討　論 …… 121
21．採　決 …… 121
22．閉　会 …… 121

１１月２８日(金曜日)

平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成26年11月28日（金曜日）午前10時開会

第１　議席の指定

第２　会議録署名議員の指名

第３　会期の決定

第４　議案第 93号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号））

議案第 94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例

議案第 96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第 99号　山鹿市看護師等修学基金条例

議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例

議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市鹿本多目的交流施設）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村･都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第121号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第123号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第124号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
議案第125号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第126号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第127号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第128号　人権擁護委員の推薦について
議案第129号　人権擁護委員の推薦について
報告第 17号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	服部香代君
2番	冨田弘海君
3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働　博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
建設部長	原　弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君

総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
経済部次長兼農業委員会事務局長	西田博之君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部次長	大森健司君
総務課長	大林秀樹君
健康増進課長	田中修政君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

開会に続き、本12月定例会が新庁舎落成後の初議会となりますので、ここで議会を代表し、一言所信を述べます。

市長の招集により、本日ここに新たな議場では初となる定例会が開会を迎えますことは、私ども議員一同光栄に存じます。山鹿市議会の歴史を刻む上でも、新たな１ページがめくられ、記念すべき瞬間でもあります。

新たな１ページを刻むに際し、これまでにも増して、執行部と議会との紳士的な関係を維持しつつも、この新たな議場を通して、一層活発な政策論戦が交わされますことを望むものであります。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので新庁舎での業務開始から１カ月余りが過ぎました。

おかげをもちまして大きな混乱もなく、順調な滑り出しができておりますことを、まことにありがたく思っておるところであります。

また、この秋は、庁舎機能移転業務に先立ち、県民体育祭山鹿大会の開催や新庁舎落成式等々、大きな事業が続きました。議員各位を初め市民の皆様には温かいご支援とご協力を賜りましたことを心より感謝申し上げる次第であります。

また、さきの９月定例会におきましては議員提出議案として、全国に誇れる山鹿市挨拶の励行及び互礼の普及の推進に関する条例をご提出いただき、全会一致で可決賜りました。大変ありがたく、大切に、力強く今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

本年も、残すところわずかとなりましたが、８月の広島県での集中豪雨災害や９月末の御嶽山の噴火、先般は長野県における地震災害と、さまざまな災害が発生し、被災された皆様方には衷心よりお見舞い申し上げるものであります。

幸いにして、本市においては大きな災害等もなく、これまで推移しておりますことを心からありがたく、感謝申し上げるものであります。

さて、本定例会は申し上げるまでもなく、新議場での初めての定例会となるわけ

でございます。厳粛なこの場に臨む私の気持ち、姿勢においては、旧議場も本議場も少しも変わるところはありませんが、新たな装いの中にあって、一段と背筋が伸び、気の引き締まる思いを禁じ得ません。この議場、新庁舎に負けぬよう職員の先頭に立ち、着実なる市政運営に邁進する覚悟であります。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例12件、予算９件、指定管理者の指定14件、人事案件２件の37議案及び報告１件であります。これら諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第１　議席の指定

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、議席の指定を行います。

新議場移転に伴い、新たに議席を指定したいと思います。

議席は、会議規則第４条の規定により、議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名につきましては、お手元に配付のとおり議席を指定いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、寺崎　勇児君、丸山　康昭君を指名いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第３　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第４　議案第93号～議案第129号

報告第17号

○議長（藤原　弘君）

日程第４、議案第93号から報告第17号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

議案第 93号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号））

議案第 94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例

議案第 96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第 99号　山鹿市看護師等修学基金条例

議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例

議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本多目的交流施設）

議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）

議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）

議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））

議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））

議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）

議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市さくら湯）

議案第121号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿バスセンター（待合所棟））

議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿バスセンター（物販棟））

議案第123号　公の施設の指定管理者の指定について

（八千代座等）

議案第124号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市カルチャースポーツセンター）

議案第125号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市民スポーツセンター）

議案第126号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市民プール）

議案第127号　公の施設の指定管理者の指定について

（山鹿市サイクリングターミナル）

議案第128号　人権擁護委員の推薦について

議案第129号　人権擁護委員の推薦について

報告第 17号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第93号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年11月21日の衆議院の解散に伴い、公職選挙法第31条第３項の規定に基づき執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る経費について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）を11月21日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定に

より、これを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、2715万5000円を追加し、総額を302億6881万9000円とするものであります。

10ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）衆議院議員選挙費の補正額2715万5000円は、総選挙の執行に係るものでございます。

続きまして、議案第94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び熊本県人事委員会勧告に基づく熊本県職員の給与改定に準じて、職員の給料月額、期末勤勉手当の支給割合及び通勤手当の支給額を改定するものであります。

主な改正内容について申し上げます。

まず１点目に地域の民間給与との格差を考慮し、給料表の水準の引き上げを行います。

これは、職員の給与水準は地域の民間給与との均衡を念頭に置いて措置することが必要であること。また熊本県における本年の職員給与と民間給与との格差は、国の官民格差より大きく、人事院勧告に準じた給料表に改定するだけでは解消できないこと。さらには、平成26年10月７日付総務副大臣通知の人事委員会を置いていない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、適切な対応を行うことというのを受けまして、熊本県人事委員会勧告に準拠して、民間給与との格差0.55％を埋めるため、給料表の引き上げを行うものでございます。

２点目に、本年12月に支給します勤勉手当の支給割合を0.15月分引き上げることとし、年間の期末勤勉手当の支給割合を4.1月分といたします。

３点目に、通勤手当を距離の区分により100円から7100円までの幅で引き上げる改定を行います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿植木広域行政事務組合における常備消防事務が平成27年３月31日をもって解消されることに伴い、本市に消防本部及び消防署を設置するため、条例を制定するものであります。

条例の内容について、申し上げます。

第１条において条例の趣旨を、第２条において消防本部及び消防署の設置について定めるとともに、第３条及び第４条におきまして消防本部と消防署の名称及び位置並びに消防署の管轄区域について規定し、名称をそれぞれ山鹿市消防本部、山鹿消防署と、位置を山鹿市南島1270番地１とし、管轄区域を山鹿市全域とするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成27年４月１日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

議案第96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、母子家庭等の生活の安定と、福祉の向上を図ることを目的に、母子家庭等に該当すると認定された保護者と児童が、病院や薬局などで診療を受けたときに、窓口で支払った自己負担分を助成する制度でございます。

今回の改正は、母子及び寡婦福祉法の改正に伴いまして、この法律の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことに伴いまして、条文を整備し、条例の名称を山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に改めるため提案するものでございます。

主な改正につきましては、第１条及び第２条第３項中、「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に、第３条及び第６条第２項中、「母等」を「ひとり親」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとともに、経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、子供の健康の保持及び健全な育成を図るとともに、子育て世帯を経済的に支援することを目的に、子供医療費の一部負担金を助成する制度でございます。

今回の改正は、子供医療費の助成対象者に係る年齢要件を平成27年１月より12歳から18歳に引き上げたことに伴いまして、助成対象者が保護者だけでなく、本人となる場合もあるため、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年１月１日から施行するものでございま

す。

次に、議案第98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、在宅高齢者福祉対策事業として実施しております各事業の要綱改正や、事業の廃止に伴い、利用者から徴収する費用の額を改定し、あわせて条文の整備を行う必要があり、条例の一部を改正するものです。

別表中、食の自立支援事業につきましては、事業の実施方法を改め、市が一部負担金として徴収しておりました食材料費及び調理費相当の実費分を利用者が直接事業者に支払うこととするため、削除するものであります。

在宅高齢者緊急通報システム事業につきましては、１カ月当たりの緊急通報装置の貸借に係る費用の額を改めるものであります。生きがい活動通所事業につきましては、平成25年度に要綱が廃止されているため、本条例から削除するものであります。

附則としまして、本条例は平成27年４月１日から施行するとともに、経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第99号　山鹿市看護師等修学基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、山鹿市内の医療機関等において勤務しようとする看護師及び准看護師を確保し、市民の健康の維持・増進に資することを目的として、看護師及び准看護師の修学のための貸与資金に充てるため、本条例を制定するものです。

第１条は、設置の規定で、設置の根拠を定めております。

第２条から第６条につきましては、積み立ての額、基金の管理、基金から生ずる運用益金の処理、基金の処分事項、委任規定を定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例について、ご説明申し上げます。

本案は、看護師等を履修する学生で、将来山鹿市内の医療機関、事業所等において、看護師及び准看護師の業務に従事しようとする者に対しまして、その修学に必要な資金を貸与することにより、市内の医療機関等における看護師等を確保し、地域住民の健康の維持及び増進に資するため、条例を制定するものでございます。

第１条で、条例の目的を定めております。

第２条から第６条につきましては、貸与の対象者、修学資金等の種類、利子、保証人、貸与の決定の取り消し等について定めております。

第７条から第10条につきましては、返還債務の免除、返還内容、返還の猶予、遅延利息を定めております。

第11条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年11月19日に公布されました健康保険法施行令の一部を改正する政令に準じて、山鹿市国民健康保険条例を一部改正し、平成27年１月１日以降の出生時に係る出産育児一時金を40万4000円とし、施行規則に定める金額を加算するものでございます。

内容でございますが、現在出産育児一時金として、産科医療補償の掛金３万円を含めまして、42万円が支給されております。このたびの健康保険法施行令の改正は、産科医療補償の掛金３万円が１万6000円に下がるということに伴いまして、出産に係る費用に対しまして、これまでの39万円から40万4000円に引き上げることにより、改正前、改正後の総支給額は42万円に据え置くものでございます。

これに準じて、今回同様の改正を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成27年１月１日から施行するとともに、経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、旧鹿本町の区域における公共下水道の使用料について、算定基準によりがたい業種等の算出方法を改めるため、条例を改正する必要があり、提案をするものです。

附則としまして、この条例は平成27年４月１日から施行し、あわせて必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、米田東部地区農業集落排水処理施設を新設するとともに、旧鹿北町、旧

菊鹿町、旧鹿本町、旧鹿央町の区域における処理施設の使用料につきまして、議案第102号と同様、算定基準によりがたい業種等の算出方法を改めるため、条例を改正する必要があり、提案をするものです。

また、あわせて条文の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は一部を除き平成27年４月１日から施行し、あわせて必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

西田経済部次長。

［経済部次長　西田　博之君　登壇］

○経済部次長（西田　博之君）

議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市農業委員会協力員の廃止に伴い、条例を改正する必要があり、条文の整備を行うものでございます。

この山鹿市農業委員会協力員は、合併後、農業委員の担当範囲が拡大したため、農業委員への情報提供などのサポート役として協力員40名体制で構成をされたものでございます。

合併後、10年の節目の年を迎え、協力員の事務事業について検証をした中で、農業委員による担当地域内の調整等も行われ、協力員を通じての活動も減少し、農業委員活動が定着化したことなど、総合的に判断した結果、協力員の設置について見直しを行ったものでございます。

これに伴い、山鹿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表第２農業委員会協力員の項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年１月15日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

飯田市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、市民医療センターの職員定数から、育児休業職員を除くことにより、看護師等医療職の確保と適正な配置を図るため、条例の一部を改正する必要があり、

提案するものでございます。

現在、病院の職員定数は250人と定められておりますが、育児休業職員及びその代替である任期つき職員も条例上定数内に入っているところです。このような中、近年若い看護師の増加に伴い、育児休業を取得する看護師が増加しており、来年には18名ほどの育児休業者が見込まれ、育児休業職員も含めた職員定数では、代替となる看護師を補充できず、適正な看護配置はもとより、医師など他の医療職員の確保にも支障を来すことにもなります。

このようなことから、育児休業をしている職員を市民医療センターにあっては、その定数から除くことで、看護師を初め、医療職の適切な配置による病院運営ができるよう改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に４億4977万9000円を追加し、総額を307億1859万8000円とするものであります。

続きまして、補正予算の内容でありますが、今回は議案第94号に伴う給与改定及び人事異動等に伴う職員給の調整、社会保障関係費の増加、また国・県の補助内示に伴うものなどを計上いたしております。

補正予算の主なものについてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

一番下の（款）総務費、(目)情報化推進費の補正額98万1000円は、地方公共団体情報システム機構が実施する社会保障税番号制度のシステム整備に係る負担金であります。

18ページをお願いいたします。

下段の（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の中にあります看護師等修学基金繰出金2000万円は、議案第99号　山鹿市看護師等修学基金条例に係る当該基金への繰出金であります。

20ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興施設費の補正額660万円は、次世代自動車振興センターが道の駅等の公共的施設を対象に進めております急速充電器を整備するものであります。本市においては、道の駅小栗郷内に設置をいたします。

次に、（目）農地費の中にあります多面的機能支払事業531万7000円は、事業対象農用地の面積確定によるものであります。

24ページをお願いいたします。

（款）消防費、（目）常備消防費の補正額３億2416万円は、熊本市との広域消防事務の解消に伴い、山鹿植木広域消防事務組合が借り入れております地方債の全額を一括償還するものであります。

（目）災害対策費の補正額167万5000円は、自主防災組織の拡充に伴うものであります。

25ページをお願いします。

（款）教育費、（目）教育振興費の補正額4978万5000円は、平成27年度からの新指導要領に係る教科書改訂であります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

川崎福祉部次長。

［福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○福祉部次長（川崎　美明君）

議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4432万4000円を追加し、総額を79億2514万円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額332万4000円につきましては、職員の給与等の改定及び会計間の人事異動に係る調整を行うものでございます。

次に、（款）保険給付費、（目）一般被保険者療養費の補正額400万円及び（目）一般被保険者高額療養費の補正額3700万円につきましては、給付費の増加に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿部建設部次長。

［建設部次長　阿部　一行君　登壇］

○建設部次長（阿部　一行君）

議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正は、給与条例の改正に基づき、職員の給与等の改定を行うものです。

第１条、歳入歳出予算の総額に47万円を追加し、総額を12億6356万5000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

川崎福祉部次長。

［福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○福祉部次長（川崎　美明君）

議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から819万7000円を減額し、総額を63億2981万4000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出により、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の減額補正額は、426万6000円でございます。

説明の欄をお願いをいたします。

減額補正額538万8000円は、職員給与の改定及び会計間の人事異動に係る調整を行うものでございます。

システム改修委託料の補正額112万2000円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る委託費用でございます。財源は、国庫補助金及び一般会計繰入金です。

次に、（款）地域支援事業費、（目）包括的支援事業費の減額補正額393万1000円は、職員給与の改定及び会計間の人事異動に係る調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましても同じく給与改定に伴う補正でございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に18万8000円追加し、総額を７億1738万3000円とするものです。

続きまして、議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）につきましても同様でございます。

あわせて人事異動に伴う会計間異動等に係る調整を行うものです。

１ページをお願いいたします。

第２条、第１款、水道事業費の既決予定額４億2660万6000円に167万円を追加し、４億2827万6000円とするものです。

また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用できない経費に167万円を追加し、5717万4000円といたします。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、給与改定に伴う補正でございます。あわせて人事異動に伴う会計間異動等に係る調整を行うものです。

１ページをお願いいたします。

第２条、第１款、病院事業費用の既決予定額に2893万8000円を追加し、46億2782万1000円とするものでございます。

また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することができない経費に2583万3000円を追加し、19億6630万2000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿部建設部次長。

［建設部次長　阿部　一行君　登壇］

○建設部次長（阿部　一行君）

議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）につきましても、同じく給与改定に伴う補正でございます。あわせて人事異動に伴う会計間異動等に係る調整を行うものです。

１ページをお願いいたします。

第２条、第１款、下水道事業費用から409万3000円を減額し、12億3217万7000円とし、第３条、第１款、資本的支出に32万円を追加し、11億13万5000円とするものです。また、これに伴いまして、第４条、議会の議決を経なければ流用することができない経費から377万3000円を減額し、4165万7000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

議案第114号から議案第120号まで、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第114号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市鹿本多目的交流施設でございます。指定管理者は、山鹿市鹿本町来民1721番地１、来民三区自治会。指定の期間は、平成27年１月13日から平成32年１月12日までの５年間とするものです。

続きまして、議案第115号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」でございます。指定管理者は、熊本市中央区新屋敷一丁目14番30号、特定非営利活動法人自然を愛する会ジュニア・アウトドア・クラブ。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第116号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市一本松農村公園でございます。指定管理者は、山鹿市鹿本町来民1234番地、かもと物産振興会。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第117号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村）でございます。指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷2005番地２、矢谷渓谷観光開発社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第118号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）でございま

す。指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷1168番地、奥矢谷渓谷公園管理運営組合。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第119号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市岳間渓谷キャンプ場でございます。指定管理者は、山鹿市鹿北町四丁1787番地、岳間渓谷観光組合。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間とするものです。

続きまして、議案第120号でございます。

公の施設の名称は、山鹿市さくら湯でございます。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間とするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

議案第121号及び議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第121号ですが、公の施設の名称は、山鹿バスセンター（待合所棟）でございます。指定管理者は、熊本市中央区桜町３番10号、九州産交バス株式会社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第122号、公の施設の名称は、山鹿バスセンター（物販棟）でございます。指定管理者は、山鹿市中央通510番地２、山鹿温泉観光協会。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

議案第123号から議案第127号までの公の施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第123号、公の施設の名称は、八千代座、八千代座管理資料館、新楽屋及び八千代座交流施設でございます。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日

までとするものです。

続きまして、議案第124号、公の施設の名称は、山鹿市カルチャースポーツセンターです。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第125号、公の施設の名称は、山鹿市民スポーツセンターです。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第126号、公の施設の名称は、山鹿市民プールです。指定管理者は、山鹿市寺島187番地１、ビル環境熊本株式会社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第127号、公の施設の名称は、山鹿市サイクリングターミナルです。指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、一般財団法人山鹿市地域振興公社。指定の期間は、平成27年４月１日から平成30年３月31日までとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第128号及び議案第129号　人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

両案は、人権擁護委員のうち、２名の委員が平成27年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものでございます。

議案第128号では、現委員、古川　紀夫氏の任期満了に伴い、新たに齊藤　順孝氏を同委員に推薦しようとするものでございます。

議案第129号では、現委員、森　加代子氏の任期満了に伴い、新たに牛嶋　宏美氏を同委員に推薦しようとするものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しておりますので、ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

金光経済部次長。

［経済部次長　金光　一誠君　登壇］

○経済部次長（金光　一誠君）

報告第17号について、ご説明申し上げます。

市が２分の１以上出資している法人、株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により報告するものでございます。

４ページをお願いいたします。

平成25年度の事業報告書でございますが、厳しい経営環境の中、主力取引先との販売減少が主な要因で、売上高は前年より24.5％減の3258万4000円となり、営業活動では514万9000円の営業損失、営業外収益を含めましても当期純損失は494万円となっております。

５ページから８ページにかけては、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書を掲載しておりますので、ご参照をお願いします。

９ページから11ページまでは、平成26年度の事業計画に関する書類であります。

今期の事業内容につきましては、主力取引先への販売強化、インターネットを活用した押し花製品の販売強化、さらには子供たちの自然体験や自立心を育てることを目的に設立されている九州自然学校協議会や、急速に組織数がふえているフットパス協会九州との連携により、新たな企画提案や商品開発を行い、販売額増に結びつけるとされております。

市といたしましては、今後法人の自立経営の立て直しを側面より支援しながら、経営健全化へ向けた努力を強く求めていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時55分　散会

～～～

１２月４日（木曜日）

平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成26年12月４日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）監査班のスペシャリスト養成について

（２）生活保護の現状について

（３）市道及び施設等の管理契約制度について

２．服部　香代

一般質問

（１）鹿央町三小学校と米田小学校統合校の位置について

（２）山鹿市中央公民館と山鹿地区公民館の設置について

３．冨田　弘海

一般質問

（１）日本一の学園都市について

４．平井　邦廣

一般質問

（１）企業誘致について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君
２番　冨田弘海君
３番　永田　健君
４番　稲葉　昇君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君

7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働　博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原　弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
市民部次長	森　康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長兼農業委員会事務局長	西田博之君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君

教育部首席教育審議員	熊野　浩君
総務課長	大林秀樹君
防災対策課長	宮崎錦也君
福祉課長	野田勝年君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒　鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

17番議席、太田黒　鐵郎でございます。

新庁舎の落成に伴い、新しい議場で最初に質問をさせていただきますことを大変光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。

それでは通告のとおり、一般質問３点について一問一答方式でお伺いします。

まず最初に、監査班のスペシャリスト養成についてでございますけれども、地方分権一括法の施行に伴い、県から市へと権限が移譲され、業務を市で行うことになります。これまで県の職員が行ってきた指導監査等を市の職員が行わなければならなくなるわけでございます。

今まで市の職員は監査を受ける立場にあったわけですが、そういうことで、ふなれな点も多分にあると思います。また、職員も少なくなってきました。そういう中ではございますけれども、このような指導監査に対応できるスペシャリストとしての職員の育成及び監査を重点的に担う部署が必要ではないかと考えるところでございます。

執行部の考え方をお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

これより執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

監査班のスペシャリスト養成について、お答えをいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第２次地方分権一括法が平成23年８月30日に公布されたことに伴いまして、平成25年４月１日から、主たる事務所が山鹿市にあり、かつ山鹿

市内のみでその事業を実施する社会福祉法人にあっては、権限移譲によりまして、山鹿市が同法人の設立や定款変更等の許可及び指導監査等を行うこととなりました。

指導監査等においては、法人等の運営管理、利用者に対するサービスの提供、措置費を初めとした公的資金の取り扱いなどが法令に準拠し、適切に行われているのか実地による確認を行うこととなりますので、議員のご指摘のように専門的な知識を備えたスペシャリストが必要であると考えております。

現在のところ、具体的な取り組みには至っておりませんが、指導監査のための専門部署設置の必要性、あるいは外部研修機関への職員派遣など、最も確実、かつ効率的な職員育成のあり方について今後検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、この権限移譲によりまして、法人設立の許可、定款変更の認可、法人に対する業務停止命令など、強大な許認可権を市が有することになります。

そのことからも、法人の指導監査等を担当する職員が長期間、その職にあり続けることは適正な事務執行を行う上で問題もございますので、スペシャリストといえども、一定の人事ローテーションの中での職員配置が必要であると思っております。

いずれにしましても、社会福祉法人の適正な運営を確保するとともに、利用者に対するサービスの一層の向上を図るため、より充実した指導監査体制づくりに努めてまいります。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

答弁いただきましたけれども、このことにつきましては、今後、権限移譲はさらに進むものと考えます。そういう中で、やはり監査機能の充実ということは、これは非常に大事なことではなかろうかと思うわけです。これがどこの市町でも同じことをやるわけでございますが、やはりこれが充実しているところとそうでないところということになりますと、だんだんレベルが低くなるというか、格差がつくのではなかろうかというようなことを考えるところでございます。

今、前向きの答弁をいただきましたので、ぜひそのように考えていただきたいと思います。お願いを申し上げまして、１番目の質問を終わります。

次に２点目でございますけれども、２点目につきましては、生活保護の現状についてというようなことでございますけれども、福祉六法がございますけれども、こ

れは生活保護法、それから児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、それから老人福祉法、身体障害者福祉法、それから知的障害者福祉法というようなことがございますが、その中で、生活保護法の生存権というのがございますけれども、日本国憲法第25条第１項に規定される全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である。ここで保障される権利は、生命維持のための生命レベルではなく、健康で文化的なレベルを可能とする生活を送ることでございます。

このような権利保障は国家権力から個人権利や自由を守る自由権の保障に始まって、20世紀に入りますと自由放任思想に基づく経済活動が、貧困や失業などの問題を生んだことから、人間に課する生存の保障のために、国家の積極的な国民の生活への関与が必要となり、生存権を初めとする社会権が確立しました。生活保護基準をめぐる生存権の保障のあり方については、今日までさまざまな訴訟で争われているところでございます。

次に、補足性の原理というようなことで、生活保護法に定める保護の基本理念の一つ、生活保護の開始決定の前提として、自己資産、能力等の活用、民法上の扶養義務者の扶養やほかの社会保障制度の給付等が優先され、生活保護はその不足分を補う限りにおいてなされるという考え方でございます。

生活保護の不正受給問題でございますけれども、生活保護の不正受給には、所得や労働、能力、虚偽申告、暴力団等によるあっせん、在日外国人や貧困ビジネスによるものなどがございます。2010年度の不正受給は約２万5000件で、総額の128億円に及ぶということでございます。

生活保護は、最後のセーフティーネットである以上、必要とする人に適正に給付されるよう、不正受給の過度な抑制を防がなくてはならないと、国は親族に援助が可能か確認する扶養照会、この強化、それから若年層等の働き世代への就業支援の充実を柱とした制度改正を検討しているところというようなことでございます。

このように、国は国としていろいろな考えが出て決まっておるわけでございますけれども、肝心の山鹿市の現状についてはどうかというようなことでお伺いしたいと思いますが、まず、１点目は、山鹿市の受給者の５年間の推移並びに給付額の推移をお尋ねします。

次に、山鹿市の１人当たりの平均受給額はどうなっておるか。

それから、申請から受給決定までの流れ、仕組みはどういうふうになっておるか。

それから、国と市の、いわゆる原資の負担割合はどういうふうになっておるか。

それから、山鹿市の受給者と生活保護費の総額、これはどのようになっておるか。

それから、民生委員の審査内容。民生委員さんが審査をされるということでございますけれども、どういうことを審査されるのか。

それから、不正受給があった場合の罰則規定はどうなっておるか。

それから、熊本県の最低賃金は677円と決まっておりますけれども、生活保護との逆転現象というのが、さきの新聞に掲載されたわけでございますが、これはどのような計算になるのか。まずその点をお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

ご質問の生活保護の現状について、お答えいたします。

まず、生活保護受給者の状況でございます。世帯数と人員数について５年前の状況と比較してご説明いたします。

５年前の平成21年度末が受給世帯278世帯381名でございましたが、年々増加いたしまして、平成25年度末の本年３月31日現在、348世帯456名となっております。

次に、生活保護扶助費の状況でございますが、生活費、医療費などの扶助費も受給者数の増加に伴いまして、５年前の約６億800万円から平成25年度は、約６億8000万円となっております。また、この国と市の負担割合でございますが、国が４分の３、市が４分の１でございます。

次に、受給者１人当たりの平均受給額でございます。生活保護の場合、世帯単位で扶助費を算定することとなっておりますが、単純に平成25年度扶助費総額の６億8000万円を受給人員456人で計算いたしますと、１人当たり年間約149万円、１カ月当たりの平均受給額は、約12万4000円となります。しかしながら、扶助費総額には保護世帯に直接支給されない医療費も含んでおりますので、医療費を除いた額で計算した場合の１人当たりの受給額は１カ月当たり約５万5000円となります。

次に、生活保護の申請から受給までの流れについてでございます。病気や収入の減少などの理由により、生活に困窮した本人や家族が地区の民生委員に相談されたり、直接、福祉事務所に来所して相談されるということになります。

その際、生活困窮になった詳しい理由や、これまでの生活状況などを聴取し、生活保護制度に関する説明や生活再建のための助言を行った上で、保護申請の意思を確認し、生活保護申請をするという意思がある場合は、その申請書を提出していただくことになります。

保護申請を受理した後は、申請世帯の預貯金や不動産、生命保険、扶養義務者等の調査を行いまして、民生委員からの意見書を考慮した上で保護の要否判定ケース会議を実施し、福祉事務所長が保護の開始、または却下の決定をしているところでございます。

次に、民生委員が行う保護に関する業務についてでございます。民生委員の保護に関する業務は、生活保護法第２２条に「民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について市町村長、福祉事務所長、または社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする」という規定に基づきまして、意見書の提出や保護が決定した後の被保護者の生活状況の見守りなどについての業務を担っていただいているところでございます。

次に、保護費の補正受給につきましてでございますが、二つの場合がございます。まず一つ目は、年金の遡及分や事故の賠償金など生活保護法第63条に規定する収入があるにもかかわらず、保護費を受給した場合は、罰則の規定はございませんが、支給した保護費の返還を求めているところであります。ただし、福祉事務所が収入を申告するよう指導したにもかかわらず従わない場合は、保護の停止、廃止にて対応する場合もございます。

二つ目は、生活保護法第78条に規定する虚偽の申請、その他不正な手段により保護を受けた場合でございます。故意に就労や年金などの収入を申告しなかった場合も含みますが、このような場合は、支給した保護費を強制的に徴収するとともに、その者を３年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処するという罰則規定がございます。

次に、最低賃金と生活保護水準の逆転現象について、お答えいたします。

この逆転現象は、地域別最低賃金で働いた場合の所得税や社会保険料を控除した１カ月の手取り額が生活保護の給付水準を下回るという現象でございます。この逆転現象が生じていた地域は、今年７月の厚生労働省の発表では、全国で北海道、東京都、宮城県、兵庫県、広島県の５つの都道県でありました。

本年８月、１時間当たりの最低賃金が全国平均で16円引き上げられ、この逆転現象は全て解消しております。なお、熊本県におきましては、本年10月１日より昨年の664円から13円引き上げられ、677円となっているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今、答弁いただきましたけれども、まだ尋ねなんところはありますが、生活保護の種類というか扶助の種類、これが生活扶助、それから住宅扶助、教育扶助、医療扶助、それから介護扶助、出産扶助、生業扶助、それから葬祭扶助と、この八つがございます。

考えてみますと、生活保護というと生活扶助だけだろうというような、普通考えるわけでございますが、この八つがありますので、この八つは生活扶助と、今度は住宅扶助とか、学校、医療費、こういうものがダブって受けられる人が相当多いと思いますけれども、このダブって受ける場合の限度といいますか、幾ら以上は受けられんというような限度があるのかどうか。その限度についてお伺いいたします。

それから、不動産及び自動車の所有資産の取り扱いですが、「あの人は田畑であぎゃん持っとらすとこれ」とか、「よか自動車に乗ってさるきよらす」とかというような話もあるわけでございますが、この辺の取り扱いについて。

それから、保護の廃止はどのような場合かというようなことですけれども、これは、例えば病気で保護を受けるようになった。しかし、改善してよくなったけれども、生活保護費はずっともらよるというようなことでは困るというようなことですから、その保護を廃止するというようなことはどういうふうなことになるのか。

それから、民生委員さんの意見が反映されていないという話があるけれども、これが民生委員さんはどういうことをやっておられるのか。先ほどの答弁の中にありましたけれども、実際、民生委員さんから聞きますと、「あんまり反映されないとたい、それが。」というような話も聞きます。この辺について。

それから、不正受給の罰則規定は先ほどありましたので。それから、これもそうですけれども、病気による受給者の稼働判定、「もうあんたは仕事のでくっとじゃなかな」ていうことはどの辺でどういうふうにして決められるのか。

それから最後に、生活困窮者の定義、生活困窮者とはどういう人をいうのか。

それから、今度の来年度から、生活困窮者自立支援事業というのが始まるということでございますけれども、この内容についてお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

今お尋ねの生活状況等につきまして、お答えいたします。

まず、支給限度額等があるのかということでございますが、医療費を除きまして、全てその支給限度額が定められているところでございます。賃貸住宅においては、その賃貸住宅の上限額、それから、就学その他葬祭費等につきましても、全て基準に基づいて支給をしているところでございます。

次に、不動産または自動車の所有資産の取り扱いについてでございますが、不動産の場合、土地、建物、田畑、山林などの処分価値が利用価値に比べて著しく大きいと認められる場合には売却指導を行うことになっております。反対に、処分価格

が低く、買い主もあらわれないような不動産につきましては、そのまま保有を認めている状況でございます。

また、自動車の保有についてでございますが、三つの場合に限り容認しているところでございます。

一つ目は、就労のために必要な場合。二つ目は、保護開始をしてから失業や病気により就労を中断し、おおむね６カ月以内に就労により保護からの脱却が認められた場合。三つ目は、精神疾患などの治療のため、通院のための自動車を必要とする場合でございます。

なお、資産の保有につきましては、厚生労働省からの事務取扱要領や通達に基づいて判定しているところでございます。

次に、保護の廃止について、ご説明いたします。保護の廃止となる場合は、就労により自立や養護老人ホームへの入所、親族からの引き取り、他市町村への転出、失踪等による所在不明、長期の受刑、被保護者の死亡などがございます。

次に、民生委員の意見の反映につきましては、保護申請時の申請者の生活状況や保護の必要性などの意見を聴取し、保護の開始する場合の要否判定に重要な意見として反映しているところでございます。また、ケースワーカーが本人の生活状況等を確認するために民生委員のご意見を求めていく場合もございます。

次に、病気による保護受給者の稼働判定についてでございます。病気により就労ができず保護開始となった者につきましては、担当ケースワーカーが定期的に医療機関に病状調査を実施しまして、稼働能力について主治医の判断と嘱託医による協議によりまして稼働判定を行っているところでございます。

稼働可能と判断された場合は、被保護者の早期自立に向けまして、ケースワーカーや就労支援員による就労支援を積極的に実施しているところでございます。

次に、生活困窮者とはというお尋ねでございますが、生活困窮者自立支援法に、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と規定されているところでございます。

具体的には、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもりなどのさまざまな人たちでございまして、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題など、複雑な問題を抱えた方と認識しているところでございます。

最後に、生活困窮者自立支援制度について、お答えいたします。

この制度は、平成27年４月に生活困窮者自立支援法が施行されることに伴いまして、地方自治体において実施する制度でございます。この制度の目的は、生活困窮者の相談に対応するため、窓口を整備し、生活困窮者が働く場や地域社会に参加する場を提供することにより、生活保護に至らないための支援を行うことでございま

す。この目的を達成するため、自治体としてさまざまな支援メニューを用意し、早期に実施することにより、生活困窮者の方々が一人でも多く生活自立につながるよう実施するものでございます。

内容としましては、生活困窮者からの相談対応と自立プランの策定を行い、家庭訪問などを通しまして自立を指導する自立相談支援事業と離職者等へ家賃相当額を給付する住宅確保給付金、この二つが必須事業とされておりまして、ほかに任意事業としまして、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を行う就労準備支援事業、住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所の供与や衣食の提供を行う一時生活支援事業などがございます。

市としましても、法制定の趣旨に沿って、平成27年度からの事業実施に向け準備を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

とにかくこのような質問をしても、このことはほとんどが法律で決まっておることばっかりでございますので、どれをどぎゃんせろということじゃございませんけれども、非常にやっぱり、ちまたではこの点について不満が多いというようなことを感じますものですから質問しよるわけでございます。

そういう中で、やはりこの民生委員さんあたりが非常に苦労されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、意見書を出してもあんまり取り上げてもらえんというようなことが言われる。それから、非常にこれは悪いことですけれども、身の危険を感じるようなことがあるというようなことです。暴力的な発言とか、脅迫的な発言というようなこともいろいろありよるようでございます。

それから、やはり指導しても非常に仕事に意欲がないというような、そういう方が多いというようなこと。それからパチンコの問題とか、先ほどの車の問題とか、酒の問題とか、いろいろございますけれども、特に先日ちょっとここの職員から聞いたことですが、パチンコのことを話しよったところが、「パチンコはしちゃできんというのは決まっておりません」という話です。それはちょっと考え方がおかしくないかいというようなことですけれども、やはり受給を受けよらん人は一生懸命がまだしよるというような中で、決まっておらんけんしてよかということであるかもしれんけれども、片一方は、がまだしよんなはる。片一方は受給受けながらパチンコに行くというようなことは、人としての道がちょっとおかしかっじゃなかかな

というようなことを感じたわけでございます。

そういうことで、生活困窮者というのの定義が、今、申されましたけれども、困窮者でなくても、非常にやっぱりぎりぎりのところで歯を食いしばって頑張りよる方もおられるわけでございます。私が言いたいのは、やはりそういうところ、当然この方たちはやっぱり受給せないかんなという、誰が見てもそういう人はもちろん生活保護を受けなければならないと思いますけれども、とにかく、やっぱり真面目な人が損をするいうようなことは、これは指導していただきたいというようなことを強くお願いをしておくわけでございます。

以上で、２点目は終わります。

次に、３点目でございますけれども、市道及び施設等の管理契約制度について、このことにつきましては、さきの９月定例議会の一般質問の時間が足りませんでしたので、そのときは要望だけして終わりましたけれども、今の高齢化、人口減少、過疎化、それから限界集落と、このような状況の中でございます。

今、ちまたで一番話題になるのが「山ん中おったっちゃ、一軒家におったっちゃ、税金は払いよっとじゃけん、まちっとどやんかしてもらうとええばってん」というような話が頻繁に出てくるわけでございます。特に私たちの中山間地あたりはそういうことでございます。何かといいますと、やっぱり生活環境の整備でございます。

それで、この前も、９月も申し上げましたように、道路、それから施設あたりの包括管理制度というようなことですが、結局、地域を分けて、そしてそこを何年間かの契約で入札をして管理をさせるというようなことを、実際やりよるところもありますけれども、そういうことで何か研究をしてもらうならというようなことでございますが、このようなことは、やっぱり山鹿にさくら湯をつくるよりも八千代座をどうこうするよりも、何をするよりも、やっぱりこの小さなこういうことが、一番やっぱり行政サービスの原点ではなかろうかというようなことを考えるわけでございますので、この点についてどういうふうに考えておられるか、お伺い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

ご質問の市道及び施設等の管理契約制度について、お答えをいたします。

まず、議員ご案内の９月議会でご提案がありました道路施設包括管理検討事業につきまして調査をいたしたところでございます。これにつきましては、平成23年度より国土交通省が試験的な補助事業として実施をしており、地方公共団体等に対し

まして包括的民間委託の検討ということで、事業の導入の検討に要する調査委託費を助成することによりまして、先導的な官民連携事業の事例となる案件形成を推進しているものでございます。

事例としましては、平成25年度までに道路公社の有料道路や大都市の道路で試行的に全国６件の事業が実施をされております。補助事業により検討事業を行っております東京都の府中市の資料を見ますと、道路の包括的管理を委託するに当たりまして、委託可能な業務の範囲の検討、具体的な契約の方法やリスク分担の整理など、法務に関する検討、それから、事業の採算性など財務に関する検討も必要であるとの検討結果となっております。事業を導入するに当たりましては、十分な調査、整理が必要であると思っているところでございます。

次に、市道の維持管理の現状や方法について、お答えをいたします。

市道の維持管理としましては、各地区からの要望等を受けまして、緊急を要し、危険な箇所などにつきましては、早急に現場の処理を行い、その他の要望箇所につきましては、優先順位等によりまして、年次計画で維持工事を現在行っている状況でございます。

維持管理の中の除草業務に関しましては、通行量の多い主要幹線道路を基本としまして、各地域や業者などに委託をして除草などを行っている現状でございます。

なお、各集落内の市道におきましては、基本的には地元の区役などで対応をお願いして通行の安全を確保しているところでございます。

しかし、近年、各地区とも過疎高齢化などが進み、人手不足により作業が困難な状況となってきており、また、車両の通行におきまして、のり面部や民地部からの立木等で通行に影響を及ぼす支障箇所の伐採処理等の要望を多数いただいている状況でございます。

このようなことから、平成25年度に市道全路線の支障箇所を調査しまして、今年、平成26年度より優先順位をつけまして伐採処理などの対応をしているところでございますが、何分、予算の範囲内での対応でございますので、複数年度での継続的な対応となります。今後、その状況を見きわめていきたいと思っております。

今後も、市民生活の向上と安全、安心を確保するため、ご提案の制度の状況や市民の皆様の要望等の内容を十分検討して、安全な道路管理に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今、部長より答弁いただきましたけれども、大体、私の言いたいことはわかっておられるようでございますけれども、とにかく、今、答弁にありましたように、各集落内の市道におきましては、基本的には地元の区役で対応するようにお願いしておるというようなことですが、そういうことですけれども、それはわかっておる。それで、区役がもうできんように人手がないというようなことで、特にやっぱり限界までいかんでも、準限界集落というようなことになりますと、もう、うちあたりの鹿北では、中心部におってもいさぎゅう仕事する者はおらんじゃないかというように、区役をやりますと人が減ってしもたというような状況でございます。これは、もう私が言うよりも、皆さん方が十分ご承知のとおりでございますので、山鹿は山鹿として知恵を出して一ついい制度をつくっていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、太田黒君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時41分　休憩

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前10時55分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部　香代君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

議席番号１番、服部　香代です。

発言通告により、２件、一問一答にて質問させていただきます。

質問に入ります前に、議長に資料の配付許可を求めます。

○議長（藤原　弘君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○１番（服部　香代君）

では、鹿央三小学校と米田小学校の統合校の位置について、質問いたします。

さきの９月議会におきまして、米野岳小学校、千田小学校、山内小学校、米田小学校統合の位置は、現在の米田小学校とすることとし、そのための基本実施設計費

として1087万9000円が補正予算として提案され可決いたしました。しかし、本12月議会に3000名を超える賛同署名を添えた統合に際しての陳情書が提出され、地域住民の声を聞いてほしいということと、統合校の位置を再検討してほしいという陳情がなされております。

これほど多くの地域住民の声が上がっているということは、これまで教育委員会は一体どんな説明をしてきたのかということなどについて、お尋ねいたしたいと思います。

まず、１点目ですが、一番当初の案として出ていた統合校の位置である米野岳中学校付近から変更することになった、その経緯についてです。どこの地域であっても、小学校統合という問題は、教育の現場という意味だけではなく、地域にとっても最も重要な公共施設の一つであるので、大変慎重に取り組むことが必要です。鹿央在住の市民にとって、米野岳中学校校区の四つの小学校統合には、不安を持ちながらも少子化に伴う学校規模適正化に理解を示され、米野岳中学校付近に統合小学校を持ってくるという案を受け入れておられたと聞いております。

その計画どおりに進められれば何ら問題はなかったと思われますが、国の通達による緊急な耐震工事の実施による影響かどうかはわかりませんが、いつの時点でかその計画は変更されており、平成26年２月20日の市議会全員協議会の中で、千田小学校、もしくは米田小学校に設置するという説明がありました。その後、８月27日の全員協議会において、地域には説明の上、米田小学校に決定したとの報告がなされました。この決定が鹿央地区全戸配布のチラシにより広報された途端に住民の不安や疑問が噴出してきたわけです。

当初の案であった米野岳中学校付近からなぜ変更されたのかについては、理由が明らかにされておりません。当初案が変更になった経緯と米田小学校に決定するに当たり46の評価項目があったと聞いておりますが、どのような理由で米田小学校に決まったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の一般質問の１回目、統合校の位置を当初計画の米野岳中学校付近から変更することとなった経緯について、お答えをいたします。

鹿央町三小学校と米田小学校の統合校の予定位置については、平成21年１月に策定をいたしました山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画の第１次計画で、米野岳中学校付近に予定することを説明してまいりました。また、当初は統合小学校と米

野岳中学校のグラウンドや体育館、プールなど、共同で利用することを検討してまいりました。

しかし、鹿北統合小学校の先行事例を検証した結果、小学校と中学校のカリキュラムが違うことや部活動がふくそうすることで学校運営に支障を来すなどが考えられるため、施設の共用は困難であると判断をしたところでございます。

一方で、仮に共用しない場合を想定すると、新たに相当の敷地面積が必要となります。農振除外や農用地転用等の手続、そして用地取得や敷地造成を行い、全ての学校施設を整備するには相当の期間が必要となります。このように全ての施設を新たに整備することは、子供たちの教育環境整備におくれが出るばかりではなく、規模適正化基本計画の当初の方針でございます既存の学校施設や校舎などの施設を有効に活用することにもそぐわなくなるところでございます。

以上のことから、平成25年度に第２次計画の実施案を検討するに当たりまして、既存の学校敷地や校舎などの施設を有効に活用するという基本方針に基づきまして、早期に統合を実現してほしいというＰＴＡの要望も踏まえ、平成25年度に地域内の４小学校を対象として統合校の予定位置を見直したものでございます。

次に、統合校の新たな予定位置を選定するに当たっては、教育委員会において対象となります４小学校の現状をさまざまな観点から検討をいたしたところでございます。検討する際の指標として、校舎や体育館、運動場の面積、必要教室数の確保、徒歩通学及び遠距離通学対策等の見解、学校周辺の環境やインフラ整備の状況など、46の評価項目を設定いたしまして検討をしたところでございます。

４校を比較検討した結果、それぞれの学校に優劣はありますが、全ての評価項目を総合的に判断いたし、相対的に優位性の高かった米田小学校と千田小学校の２校を予定位置として選定をいたしたところでございます。

この２校案については、規模適正化基本計画の第２次計画実施案として山鹿市立小・中学校規模適正化等協議会に提案をいたしまして、平成26年２月に了承をいただいたところでございます。その後、当初予定位置の見直しに伴う２校案と最終的に１校に選定することを嘱託員会議やＰＴＡ、地域審議会、地域説明会等でご理解をいただくように説明を行ってまいりました。

また、この２校案から最終的に１校を選定するため、区長会や地域代表、ＰＴＡ代表、学校代表による統合準備委員会を組織し、米田小学校と千田小学校の学校施設の状況や予定される通学路の現状、校舎の改修事例等の視察などを行い、委員に両校の状況をご確認いただき、いずれの学校も甲乙つけがたいとの意見をいただいたところでございます。一方、教育委員会といたしましては、比較検討した評価項目に加えまして、両校の立地環境にも着目し検討いたしました。

本来、学校は、児童にとって学習の場であり、１日の大半を過ごす場所でもあることから、児童の安心・安全な学習、生活環境を継続的に確保することが何よりも優先すべきものと考えたところでございます。

そこで、近くに消防署や警察機関、救急医療機関等があり、緊急時に速やかな対応ができ、子供の安全をより確実に守ることができる米田小学校を統合校の位置とする案を統合準備委員会に提案をし、承認を受けたことを踏まえまして教育委員会において決定をしたものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

では、配付した資料をご参照いただきたいと思います。

資料１は、公立小・中学校の統合について、文部省初等中等教育局長並びに文部省管理局長から出された通達第431号であります。資料２は、市町村合併時の学校の統合について、全国都道府県教育長協議会が出されたマニュアルです。

文部省通達、大きな２番の（２）の中に、「学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」とあります。また、全国教育長協議会マニュアルは、１から７まで項目がありますが、その中の５、その他の検討事項についての１、学校統合のところにも「十分に地域住民の理解と協力を得て行う必要があります」と述べてあります。

冒頭に言いましたが、全員協議会においての説明では、地域への説明は行っているとのことでしたが、鹿央町住民の3225名余が再検討を求める陳情をされているということは、統合校が米田小学校になったことについての地域住民への説明は大変不足していたのではないかと認識すべきだと思いますが、その点については、どうお考えでしょうか。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の一般質問の２回目、統合について地域住民への説明不足ではないかについて、お答えをいたします。

鹿央町三小学校と米田小学校の統合につきましては、米野岳中学校区の地域コミュニティーを尊重した枠組みとして、昨年よりＰＴＡを中心とした統合意向の確認、

また嘱託員会議や地域審議会、６月の各校区における地域説明会等を通して、統合校の位置を米田小学校と千田小学校の２校に選定をいたしましたこと。そして、最終的に１校を選定することを説明してきたところでございます。

また、最終的な位置の選定に当たっては、校区長や地域代表、ＰＴＡ代表、学校代表により構成された統合準備委員会の意見を聞き、皆様の総意のもとに、教育委員会において米田小学校の位置を決定し、ＰＴＡと各校区への決定内容の説明会を９月に開催したところでございます。

このような過程を経まして、９月議会には統合校である米田小学校の基本実施設計と用地測量の委託料を補正予算として提案し、住民の代表である市議会において議決をいただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、説明が十分でないというご意見があるということも承知をしておりますが、教育委員会といたしましては、子供たちの教育環境を最優先に考えた上で、総合的・合理的見地から今回の決定に至ったところであり、昨年からのＰＴＡ検討会を初め、嘱託員会議や地域審議会、各校区の地域説明会など行政手続として適切に進めてきたものと判断しているところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

それでは、もう一点ですが、山鹿市が作成しているハザードマップがありますが、その存在はどんなもので、それが現在も変わっていないのか。また、米田小学校地域のこれまでの浸水状況などについてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

ハザードマップの存在についてということでお答えをいたします。

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害の程度、さらには避難場所等の情報を既存の地図上に示し、災害発生時等において住民の方々が迅速、的確に避難を行う際、役立てていただくものでございます。

本市では、防災体制の整備の一環としまして、国土交通省が公表している浸水想定区域図と熊本県が公表しております土砂災害危険箇所並びに災害が発生した場

合における避難場所を示したハザードマップを、山鹿市防災マップとして平成18年６月に作成を行い、全世帯に配布し、現在も活用しているところでございます。

現在、熊本県において土砂災害警戒区域の指定作業が進められていることから、指定作業の完了を待って最新情報の防災マップへと更新する準備を進めているところでございます。

なお、この防災マップに示します浸水想定区域につきましては、大雨によって菊池川の堤防が決壊した場合における最大の浸水想定区域を示すものでございます。

次に、これまでの米田小学校周辺の浸水状況につきまして申し上げます。

防災マップにも記載がありますとおり、米田小学校周辺は浸水が想定される地域でありますが、これまで河川の改修や排水機場の整備等が行われ、過去に大きな被害をもたらしました平成２年７月の集中豪雨の際にも米田小学校周辺での浸水は発生しておりません。

また、現在も国土交通省により計画的に河床の掘削等の河川改修が実施されており、防災マップの作成時点と比べその安全性は数段高まっているものと考えられます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

南島の排水機場の整備や現在も行われている西牧大橋付近のかなり大がかりな河川改修のことを言われているのだと思います。恐らく、河川改修後は、浸水想定区域の安全性は高まっていると思われますし、土砂災害警戒区域の指定作業の完了とともに、防災マップは更新されていくとは思われますが、では、統合小学校を米田小学校にするならば、子供たちの安全を守るということについては、どのように考えておられるのでしょうか。そのことについて質問いたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の一般質問の４回目、学校の安全を確保するための対応について、お答えをいたします。

学校の安全確保については、これまでも各学校において日常的に学校運営の中で注意を行っているところでございます。統合校となる米田小学校は、ハザードマッ

プで浸水想定区域にありますが、大雨により河川の増水などが予想されるときは、インターネットの利用により河川情報をライブカメラで確認したり、河川水位の状況をリアルタイムで確認できるなど、早目の対策が可能となりますので、早期の下校や休校等の対策をとっていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

小学校統合の問題は、単に教育施設の統合だけではなく、地域と密着したものであることから、地域の理解と協力は不可欠です。理解をしていただいているとの教育委員会側と地域住民の認識の違いが浮き彫りになったこの状況を打開するには、まず対話ではなかろうかと思います。

また、一方の当事者である米田地域の住民の皆様の思いにもしっかりと目を向けてほしいと思っております。これから先、閉校した学校であっても、自然体験学習などで訪れるとか、放課後児童クラブで使用するとか、地域に子供たちを呼び込んで、米野岳中学校校区全体が一つになった取り組みにも前向きに考えていただきたいと思います。

統合小学校が開校したときに、地域間で不協和音が起こるようなそんな悲しいことには絶対にならないように、希望のある統合を進めていってほしいと強く願います。

一番大切にしなければならないのは、子供たちの教育環境をよくすることです。そのためにも、地域の思いも十分に聞いて進めていってほしいと思います。これからの統合小学校に対する教育長のお考えをお尋ねして、質問を終えたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

服部議員の一般質問の５回目です。これからの統合小学校に対する私の思いについて、お答えをいたします。

山鹿市教育委員会におきましては、教育目標であります限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成を達成するために、そして、子供たちがこれからの社会を力強く生き抜くために切磋琢磨しながら成長していくことができる教育環境を整えようと、学校規模の適正化を進めているところでございます。鹿央町三

小学校と米田小学校の統合につきましても、これから新たな学校をつくり上げていく中で、これまで以上に地域の方が誇りに思えるような学校をつくり上げ、地域の方が出かけていきたい、応援したいと思えるような学校にしてまいります。

さらに、新しい小学校を地域や保護者の皆様方の考えが学校運営に反映されるように、学校運営協議会の設置を検討し、コミュニティースクールへの構想のもと、鹿央、米田地域に広く根を伸ばし、米野岳中学校とともに地域に根差した学校となるように、教育委員会が全力を挙げて応援をしてまいります。

以上で、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

では、２点目の質問をさせていただきます。

これまで山鹿市中央公民館は、旧庁舎の北側、現在の市民交流センターの場所にあり、新庁舎建設のために九州電力跡に教育委員会とともに移転されました。社会教育法第20条及び山鹿市公民館条例第１条に、公民館の目的がうたってあります。「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」この目的を達成するために公民館が設置されています。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが平成25年３月に出された公民館に関する基礎資料によりますと、全国806市において、公民館を設置している市は746市で、設置率は90.6％です。熊本県におきましては100％となっています。

公民館の設置は、義務ではありませんが、教育基本法においても、社会教育について第12条第２項に、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置等社会教育の振興に努めなければならない」一部途中省略しましたが、このようなことをうたってあります。

このことは、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域住民の学習需要に総合的に応える役割や施設が必要だと言っているのだと読み取れます。さきの９月議会において、山鹿市中央公民館は廃止となりましたが、市民には大変身近な公民館講座を含む生涯学習の拠点だった公民館の機能はどう補完されるのか。

また、住民の文化や健康の拠点ともなっていた公民館をほとんど誰も気づかないうちに廃止というのは納得いかないんじゃないでしょうか。新庁舎落成後、教育委員会は４階に移転されましたが、中央公民館はどこへ行ったのかと多くの市民が思

っています。

市民への告知、周知について、またその説明については不足しているのではないでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員のご質問の１点目、山鹿市中央公民館の廃止後の機能について、お答えをいたします。

本年９月定例会におきまして、山鹿市公民館条例の一部を改正する条例をご提案しております。改正条例の中で中央公民館の項を削除しますとともに、山鹿地区公民館は八千代座交流館の位置としているところでございます。

中央公民館は廃止いたしましたが、公民館講座を含む生涯学習の拠点としての公民館の施設機能は、市民交流センターで十分に引き継いでおります。また、ソフト面である地区公民館の企画・運営に関しましては、今後も社会教育課で対応してまいります。

２点目のご質問、中央公民館の廃止について、市民の皆様への周知や説明が不十分ではないかとのご指摘につきましては、公民館機能を市民交流センターへ引き継いだことへの周知が十分でなかったかもしれません。中央公民館の名称はなくなりますが、今後、新たな施設の利用促進を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

以前から山鹿地区公民館も中央公民館に含まれる形で設置されておりましたが、今、ご答弁いただきましたように、今回、中央公民館は廃止ということ、山鹿地区公民館は、八千代座交流館にということでした。八千代座交流館の中の控室として使用されていた部屋、その一室を事務所として使用するということですが、会議室などはなく、夜間の利用も制限されます。また、歌舞伎や舞踊公演などで八千代座が全館貸し切りになる場合があり、そのときは、事務所は市民交流センター内に一時的に移転するということであります。

山鹿地区公民館では、公民館だよりを発行されておりますが、平成26年11月25日発行の第91号に、地区公民館移転場所が八千代座交流館に決まるとの記事が掲載さ

れています。その中の記述に「いろいろと候補地を検討してきましたが、地区公民館としての機能に応えられる施設を確保することができず」とあります。このようなことを言わなければならなかった地区公民館長の心中は察するに余りあるところです。

公民館の会議室を利用する団体はたくさんおられます。九州電力跡にあったときも、会議室、和室の６室はかなり利用されていた状況だったと思います。市には、市民によるさまざまな社会活動、生涯学習など、今後一層の充実と活性化を支援する考えがあるのかと疑問にすら思います。場所の確保はそれほど大変重要なことではないかと考えています。

また、先ほどのご答弁で、中央公民館の施設機能は市民交流センターに引き継いだということでしたが、利用料の面から言いますと、これまで使用してきた会議室に比べますと、同じような広さの会議室でもおおむね４倍の金額になっており、各種団体の打ち合わせや会議には使用が困難であります。

近隣の地区公民館に比べましてもその差は歴然としています。したがって、公民館講座から移行した自主講座の一部の方々は、会場費の高さから八幡地区公民館や米田地区公民館を使用して講座が行われている状況です。八幡地区公民館は、これまでも年間延べ6000人から7000人が利用されており、その上に山鹿地区からの利用申し込みがふえ、現在では9000人を超える利用者数となっています。これは、八幡地区の方の活動にも支障を来さないかと心配をするところです。

市民交流センターの利用料も受益者負担と言われるのはわかりますが、この現状は、市民にとっては大変深刻な問題であります。しかし、利用料の問題ばかりではなく、地区公民館は地域コミュニティーの拠点という観点からも大変重要なものです。山鹿地区公民館が八千代座交流施設の１室のみというのでは、地区公民館の機能は全く果たせてないと思われますが、今後のあり方をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

山鹿地区公民館の今後の方針について、お答えをいたします。

山鹿地区公民館につきましては、たび重なる移転となり山鹿地区公民館関係者の皆様にご心配とご苦労をおかけしているところでございます。

ご指摘のように、中央公民館と併設しておりましたときには、夜間の会議や独自の催しにもお使いいただいておりましたが、現在の山鹿地区公民館には、会議室等

のスペースがありませんので、新庁舎の会議室をお使いいただいているところでございます。

今後につきましては、八千代座交流館の利用状況を見ながら、適切な場所の確保に努力してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

今のご答弁の中で、今後は適切な場所を確保したいということを確認いたしました。あくまでも今の場所は一時的なものであるということを私たちは確認したいと思います。東日本大震災以降も、日本は数々の激甚災害に見舞われ、多くの犠牲を払い、いまだ復興の途中ではありますが、そのときに被災者の救いとなったのが地域力、コミュニティー、きずなでした。そういったものが見直されているのは言うまでもありません。その地域力を維持して、さらに高めていくためにも拠点は絶対に必要なんです。

地域のリーダーだった方の高齢化も進んでいます。しかし、最近、山鹿市は、山鹿若者会議という若い世代のリーダー育成にも取り組んでいると聞いています。こういった若者の力を可能性を取り込まなければならない大変重要な時期に、そういった場所がないということは、山鹿市にとって大きな損失になるのだと認識してほしいと思います。いろいろな企画をイノベーションして発信していこうとするとき、それを生み出す場を提供できるような山鹿市であってほしいと切に望みます。これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

こんにちは。

議席番号２番、冨田　弘海でございます。まずもって、この真新しい議場の演壇にこうして立たしていただくことに感謝申し上げます。

それでは、通告により一般質問を１件、日本一の学園都市について質問させていただきます。

この件に関しましては、昨年度、教育長の所信表明に対しまして、太田黒議員、

横手議員より質問されております。今回は、その後、日本一に向けて取り組んでおられる内容、その成果や効果等について、ご質問いたしたいと思います。

堀田教育長は就任２年目を迎えられ、日本一の学園都市づくりに向けて昼夜を問わず取り組んでおられることに対しまして、大きな期待を持っているところでもありますし、かつありがたく思っているところでもあります。

山鹿市民が気持ちを一つにして子供の教育に当たるには、目指すべき大きな目標が必要だと私は思います。それは大きな夢と言ってもいいでしょう。みんながやる気になってこそ山鹿の教育は発展します。山鹿を日本一の学園都市にしようという教育長の大きな夢は、学校関係者のみならず教育にかかわっている者を奮い立たせるに値する目標であり夢でもあると私は思います。

教育長が言う日本一とは、山鹿市民が山鹿の学校が一番だという誇りを持ってほしいという願いでもあります。日本一の学園都市山鹿は、一種のスローガンだと思うのです。これは中嶋市長の子供は山鹿の宝だ宣言に沿ったものであり、大変立派なものです。そこで、その日本一の学園都市山鹿についてお尋ねします。

山鹿を日本一の学園都市にするために、また山鹿市民が山鹿の学校が一番だと誇りを持っているために、現在、どのことに具体的に取り組んでおられるのかをまず、お尋ねします。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

冨田議員のご質問、日本一の学園都市に向けての取り組みについて、お答えをいたします。

山鹿市では、既に第２次教育基本計画が作成されております。この基本計画を着実に実行に移すことこそ日本一の学園都市づくりへの最短の道と考えております。その中でも、最も重要と考えるのが基本教育目標の一番目にあります「明日を拓く教育の充実」の中の学校教育の充実でございます。日本一の学園都市を目指して、学校教育を充実させるために、教育委員会としまして、三つの方策を立てております。それは、校務改革、授業改革、中学校区の学園化のことでございます。

一つ目は、校務改革により職員朝会や会議研修を少なくして、教職員が子供と触れ合う時間をふやし、不登校ゼロを目指すというものでございます。

学校は、本来、子供たちにとって安心、安全な場所でなくてはなりません。学校をいじめのない楽しい場所にするには、教師が子供と触れ合うことによって、子供

や保護者との信頼関係を深めていくしかないのです。人間関係によって、学校に行きづらい思いをしている子供は、より深い人間関係でしか救えないというのが私の持論でございます。

二つ目は、授業改革により、学び合いとまとめを大切にした授業づくりに努め、全員がわかったと思うまで粘り強く一人一人にかかわり、どの子にもわかる授業を展開することで、県や全国の学力検査で県の平均や全国平均を上回ることを目指しております。

三つ目は、中学校区を一つの学園と言えるくらいに就学前から中学校までの確かな連携を強め、いつでも、どこでも、誰にでも挨拶ができる子供の育成を目指すというものでございます。

これらの三つの方策は、単独で成り立つものではありません。例えば、授業改革により、わかった、できたという子供がふえれば、学校が楽しくなり、不登校の数は減ると思われます。学園化により、就学前から中学校までの確かな連携を行うことで、小一プロブレムや中一ギャップという問題、つまり小学校、中学校の入学時に新しい環境に適応できずに起こるいじめや不登校の問題が解消され、学力も向上するものでございます。

山鹿市教育委員会としましては、この三つの方策を相互に関連づけながら、日本一の学園都市を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ただいま答弁いただきました三つの方策のことはよくわかりました。聞くところによりますと、山鹿市の学校に全国各地から視察があっているということですが、山鹿市の取り組みの中でどんなところが一番注目されているのか教えてほしいと思います。

また、その三つの方策でどのような効果が生じているのかをお尋ねします。

もう一つ、教育長は子供がこの学校に通ってよかった。保護者がこの学校に通わせてよかったと思うようにしたいということでしたが、現在、それはどのくらい達成できているのでしょうか。あわせてお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

冨田議員のご質問、日本一の学園都市に向けての取り組みの成果について、お答えをいたします。

まず、一つ目の校務改革による不登校ゼロについてでございます。議員からあったように、北海道や沖縄、広島等いろいろなところから山鹿市教育委員会や中学校に視察が相次いでおります。その一番の狙いは、不登校をどのようにしたら減らすことができるかということでございます。

全国的にも不登校の問題は多くの市町村は解決が困難な状況だということが伺えます。山鹿市では、不登校を減らすには、とにかく先生たちが子供たちと形式的でなくて、自分の子供だと思って触れ合うことによって信頼関係を築くことだというごく単純なこと。しかし、教育にとっては、最も重要な点に焦点を絞りました。それで、子供と触れ合う時間を確保するためには、会議研修を減らすなどの校務改革を推進してきたものでございます。

その結果、現在、不登校の出現率は0.29％と県内では最も少ないものとなっております。この取り組みには、熊本県教育委員会も着目し、山鹿の取り組みを全県下に広げようとしております。

次に、授業改革により、全国や県の学力検査で平均を上回るという点でございます。既に新聞等でご承知かと思いますが、本年度の全国学力検査では、小学校、中学校合わせて８項目のうち７項目が平均以上であり、県内でも最も優秀な成績を残すことができました。同じように昨年12月実施の熊本県の学力検査でも、小学校、中学校ともに同様の成績を残しております。

最近では、この学力についての視察も多くなりました。先月の11月13日、14日に、文部科学省からの委託を受けた大学から中学校と教育委員会に視察訪問があったところでございます。

三つ目の、中学校区の学園化についてでございます。いつでも、どこでも、誰にでも挨拶のできる子供の育成についてです。学校の中や登校中の挨拶はよくできるが、地域に帰ったとき、土曜日や日曜日の挨拶がまだできてないという実態がありました。

そこで、本年度は、各学校が挨拶オリンピック等の工夫をした取り組みを通しまして、いつでも、どこでも、誰にでもの挨拶を目指しております。本年12月に入ってどのくらいできているかという調査をしてきました。その結果、小学校78.1％、中学校85.5％が地域でも挨拶ができているという回答が返ってまいりました。さらに、指導を続けていくことで、山鹿に来られた方が子供たちの挨拶に感動され、山鹿の学校で教育を受けさせたいと思われるようにしてまいりたいと思っておりま

す。

また、このほかにも、学校や先生方、子供たちの頑張りで各種の音楽やスポーツで九州大会や全国大会に出場するなど、文武両道で山鹿市の全ての学校が日本一の学園都市に向かって、足元から確かな成果を一つずつ積み上げていっているところでございます。現在アンケートの結果から、この学校に通ってよかったと思っている子供は95.3％です。この学校に通わせてよかったと思っている保護者は94.5％でございます。

以上で、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

まだ目標値までは至っていないものの、山鹿市の教育は日本一に向けてかなりのところまで来ていることが伺えました。しかし、残り数％の子供や保護者が、現在、この学校に来てよかった、この学校に通わせてよかったと思っていないところにも着目し、なぜそう思っているのかを分析して、その解決のための方策として、教育長が声を大にして言っておられる子供と触れ合う時間の重要性を山鹿市の先生方にさらにしっかりと浸透させていってください。

実は、今年の２月に開催されました県議会の一般質問を傍聴した際に、不登校の未然防止及び解消への取り組みについて、山鹿市の例を田崎教育長が答弁されました。その一部を紹介させていただきます。

山鹿中学校の不登校の未然防止及び解消を図る取り組みは、大変効果があると評価しております。そこで、校内研修などに前山鹿中学校長、現堀田教育長を講師として招くなど、その取り組みの普及啓発を図っております。

また、全県的に実践できる取り組みについては、山鹿市の優良事例とあわせて県内の各学校に普及させてまいりますとのご答弁でございました。これを聞いていて、山鹿市民の一人として胸の高鳴る思いをしたところでございます。このことは、堀田教育長が熊本県と大きなパイプでつながっているあかしであろうと私なりに評価しております。

これから、新しい学校が開設されてまいります。子供たちにとってよりよい学校をつくることを最優先に考えて、このような取り組みの中で日本一の学園都市が実現しますことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後０時59分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、平井　邦廣君の発言を許します。平井君。

［10番　平井　邦廣君　登壇］

○10番（平井　邦廣君）

皆さん、こんにちは。

久しぶりに立たせていただきました。非常に緊張しております。議席番号10番、平井でございます。通告に従いまして、１件、企業誘致について質問いたします。一問一答方式でお願いします。

11月21日参議院本会議において、地方創生２法案が成立いたしました。地方創生の基本理念、まち・ひと・しごと創生法案でございます。また、地域再生法案になると思います。地方の人口減少問題の克服、地域活性化、地域経済の悪環境を断ち切ることで少子化対策に歯どめをかけようとするものです。地方から人口の流出を抑えるとともに、地方が人を呼び戻す施策であります。そのためには、効果的に雇用の場の確保が絶対条件となってきます。

創生会議座長の増田　寛也氏は、現状のまま人口流出が続けば、地方で暮らす子供を産む世代の20歳から39歳の女性が大幅に減り、30年間で全国自治体の896市町村がなくなる可能性があると警鐘を鳴らしておられます。さらに2040年人口１万人未満523自治体が消滅の可能性が高いという数値になっていることを指摘されております。

創生会議の資料によると、本市においても厳しい評価がなされております。2010年、山鹿市の総人口は５万5391名でございました。その中で、子供を産む世代、20歳から39歳までの女性が5090名おられます。30年後は2040年になるわけでございますけども、山鹿市の人口が約３万7000人、20歳から39歳までの子供を産む女性が2600名と予測されております。減少率47.9％、約過半数が減ってくるという指摘になっております。

隣の菊池市で見ますと44％、玉名市で45.1％に設定されております。県内14市中八代市と並んで減少率が一番高い数値になっております。特に減少率の高い市町村は、雇用の場が少ない地域で県内でも周辺地の市町村が60％から70％になっており

ます。雇用の場の多い地域、大津町、合志市、菊陽町、嘉島町あたりになりますと、５％から13％の目減りはあるものの、人口は逆にふえる状態にあります。

この創生法案、これから取り組もうとすることを総合的に戦略をつくる手続を示したものと思います。中身についてはこれからだと感じているところですが、本市独自の施策も早い段階で検討すべきではないかと考えております。

地域活性化には2020年度まで５年計画での事業であるようですが、総合戦略の骨子案が提示されているだけと思います。地域雇用の創出を目的としており、地域再生の改正も自治体の企業立地の支援策を行うよう、国の窓口の一本化が柱になっております。東京一極集中の現在のあり方を是正し、少子化対策は雇用の場の確保から始まると考えます。そこで、まち・ひと・しごと創生法の中で、仕事の部分で地方に雇用の場の確保も明記されていますが、仕事の場の確保は企業誘致になると思います。

そこでお尋ねします。本市での企業誘致の今までの取り組みと経過についてお尋ねします。

１点目、誘致可能な用地面積等について、お尋ねします。

２点目、誘致する業種の選定はどうなっているのか。

３点目、誘致活動の取り組み状況について。

４点目、現在、交渉中のものがあるかどうか、よろしくお願いします。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。戸次経済部首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

平井議員の一般質問、企業誘致の１点目、企業誘致の経過について、お答え申し上げます。

まず、誘致可能な用地でございます。整備済みの用地が３件、面積にして約３万5300平米で民間企業の所有でございます。

また、未整備の用地として菊鹿地区の若宮原農工団地内に約３万5100平米、鹿央地区の外輪崎工場適地に約15万3700平米があり、現況は個人所有の農地、山林でございます。

以上、いずれも市所有ではありませんが、企業立地の適地として紹介を行っているところでございます。

次に、誘致する業種の選定でございますが、市内に立地が多い電気機械器具、プラスチック製品、電子部品・デバイスなどの製造業、そして、近年、立地件数が多

く元気がある食料品製造業をターゲットとしているところでございます。

次に、本年の誘致活動の取り組み状況でございます。

まず、立地計画等の情報収集を行うため、専門機関に委託をしまして、企業への１万7000件のアンケート調査を実施しております。調査の結果、本市に関心をいただいた企業が15社あったところでございます。いずれの企業も現時点において直ちに立地計画があるということではございませんが、今後もこれらの企業とのつながりが継続できるよう、粘り強い情報提供活動に努めてまいります。

また、ふるさとやまが大使や熊本県人会など、本市にゆかりのある方々を訪問し、お力添えをいただくようお願いをしておりますし、熊本県企業立地課や東京、大阪、福岡の各事務所に対しましても、情報収集と情報提供をお願いしているところでございます。

次に、企業進出等についてのお話があっているかとのお尋ねでございます。まだ、構想の段階で具体的ではありませんが、市内に立地する企業の本社から用地の照会があっております。

また、原料確保を含めた小規模バイオマス発電所の建設についても、可能性を探るための照会があっております。本年度、既に建設計画が進んでいるものとしましては、平小城地区、菊鹿地区のメガソーラー計画がありますが、現在、土地の造成や測量に着手をされており、完成に向けて順調に進んでいくものと期待をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

平井君。

［10番　平井　邦廣君　登壇］

○10番（平井　邦廣君）

経過についてご答弁いただきましたが、企業誘致事業というのは、本市にとりましても非常に厳しい状況にあるように感じました。今までの取り組みが間違っているとは思いませんけども、今日までの結果は結果として、誘致のあり方の方向性も変えてみるのも非常に大事なことではなかろうかなあと思っております。

やっぱり企業側に誘致進出をお願いする場合には、山鹿に来ていただくためには大きな投資を伴わない、地方の資源を活用し雇用の創出を図って、国とともに企業を支援する取り組みあたりをしっかり提示していっていただきたいと思っておりますし、働き手については、家賃とか、通勤時間の短さ、それと子育てをする環境といったところがやっぱり都市圏にまさるというところを訴えていただきたいと思っておりますし、山鹿が子供に関して医療費の免除等を含め、子供の成長を行政

がしっかりとお手伝いしているところも提示していただきたいと考えます。

また、税制においても、地方税の法人事業税、住民税の税率の問題も数値を決めるような担当課との打ち合わせの協議もすべきではないでしょうか。国も企業の地方移転に対しては税の優遇措置を公表されておりますけども、まだこのところは数字が出てきてないようでございますけども、やっぱりほかの自治体と同じような条件ではなかなか前進しないのじゃないかなと思っております。

ここで２問目でございますけども、今後の誘致に対する取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。戸次首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

いろんな提案をいただきまして、ありがとうございます。企業誘致の今後の方針、方向性についてお答え申し上げます。

新たな企業の誘致が厳しい状況の中で、まずは既に立地をいただいている企業を大事にしまして、本市への集約や増設の促進、他市への流出防止を図ることが非常に重要であろうというふうに考えます。

本市では、山鹿市企業連絡協議会を平成22年に設立し、現在、企業42社、四つの高校に加入をいただいております。協議会では、社員研修会、先進企業視察、講演会などの活動を通じて、産学官の連携に努めておりまして、会員企業間の取引が増大するなど連携強化の成果も出てきているところでございます。

今後とも、企業の規模拡大につながるような取り組みを継続してまいりたいというふうに考えております。

企業誘致の方向性でございますが、先ほどご答弁申し上げましたアンケート調査のデータを十分活用しながら、企業訪問等につなげてまいりたいと考えております。

また、企業の誘致には、人脈が非常に大きなウエートを占めると思います。引き続きふるさとやまが大使や県人会、山鹿市にゆかりのある方々の人脈を生かすとともに、熊本県の協力を仰ぎながら、何とか誘致につながるよう努力を続けてまいります。企業誘致を成功させるためには、さまざまな誘致活動を組み合わせながら、戦略性と熱意、誠意を持って地道な誘致活動を粘り強く続けていく必要がございます。

今後とも、ご質問にもありましたとおり、地方創生に係る国の動向等にも注視しながら、職員一丸となって早期の企業立地の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

平井君。

［10番　平井　邦廣君　登壇］

○10番（平井　邦廣君）

ご答弁ありがとうございました。

現在、山鹿市の企業で働いておられる方もたくさんおられると思います。地場産業の規模拡大も雇用の面から大変重要なことだろうと思っております。人口の流出を最小限に抑えていくのも行政の重点課題だと考えておりますし、本腰を入れ、目標達成に向けて日々精進されますようにお願いをしておきます。

雇用の場には福祉事業もございます。現在、多くの方が就労されておりますけども、超高齢社会の中で施設に入居できず待機待ちの方も相当数おられます。供給面が不足しているのも事実ですが、福祉事業に関しましては所管でございますので、委員会等でお尋ねをしていきたいと思っております。

それから、今月の２日の新聞ですかね、熊日紙上に「雇用促進事業会養蚕に参入、遊休農地廃校利用して年間50トンの繭の生産を」という文書が載っておりましたけども、この誘致に関しましても、思いがけない誘致といいますか、すばらしい発想のもとで協定書に調印がなされたということで、何か健康食品あたりも手がけていただくような記事になっておりました。とりわけ地元優先で雇用し、将来的には100人までの雇用を目指そうということでございますし、非常に誘致に関しては、すばらしい報告がなされたと思い感謝したいと思います。

それから、最後に、市長にお尋ねいたします。

中嶋市長も旧鹿本町町長２期、新市になってから、初代市長から２期２年、通算20年の行政のトップとして、昼夜を問わず常に市民の目線で政務に務められたことに感謝を申し上げたいと思います。市長の20年間の行政の長として、多くの出会いが数え切れないほどあったと思います。政界の方、経済界の方、また上場企業の経営者の方、出会った方々とともに、今なお、おつき合いをされていると思います。

前に述べましたように、周辺地域の状況を見たときに少子化対策、2040年問題、時間は待ったなしでございます。市長から今日まで市長が蓄積された人脈を生かし誘致企業にトップセールスとしていただくのが一番の近道だと思っております。この点、市長の思いとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの平井議員の３回目のご質問、企業誘致におけるトップセールスについて、お答えをいたします。

景気の回復により企業の立地動向が好転してきているとはいえ、国内における事業コストの高さ、市場規模の縮小等を要因として海外への投資が依然として増加を続けており、自治体間の競争も相まって新たな工場立地などの企業誘致は厳しい状況にあります。

しかしながら、企業の誘致は、地域経済の活性化、地域の発展に大きく寄与する施策であることから、今後とも重要施策として積極的に取り組んでいく必要があると認識をいたしておるところであります。

私はかねてより熊本県にゆかりのある方々や県内外の経済界の方々との交流を図るべく、県人会等を初めとした会合にも積極的に参加をし、山鹿市の魅力ある歴史や文化、立地環境、誘致にかける意気込みや熱意を伝えるなど、山鹿市のＰＲを行ってきたところでございます。

また、あらゆる機会を捉えながら、お会いする各方面の方々にも山鹿市のアピールを行っているところであります。特に上京の折には、熊本県東京事務所や熊本県市長会事務局を訪問し、山鹿市の状況、私の企業誘致にかける思いをしっかりと伝えておるところであります。今後とも、これまで培ってきた人脈や人のご縁を大事にしつつ、これを生かしながらトップセールスに努め、企業の誘致につながるよう精いっぱいの努力を傾けていきたいと考えております。

ただいまのトップセールスにかける平井議員のご指摘につきましては、しっかりと受けとめて、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

先ほどお話の中にございました先般の山鹿あつまるシルク株式会社の誘致につきましては、大変ありがたいことであると思っております。これにつきましても、大変ありがたいことに職員がいち早くこのことに対して迅速に対応したと、そのことがこの誘致につながったということを皆様方にご報告を申し上げ、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（藤原　弘君）

平井君。

［10番　平井　邦廣君　登壇］

○10番（平井　邦廣君）

答弁ありがとうございました。

市長も私たちも思いは一緒で、非常に厳しいのは事実でございます。市長がおっしゃるとおりに、企業の経営者というのは、地価単価の安い、労賃の安い海外市民

向けが中心だろうと思っておりますけども、11月28日の熊本労働局が発表いたしました県内求人倍率、これが1.05倍と、４カ月連続で上昇しておると。バブル期に並ぶ平成23年４カ月ぶりの高水準で雇用の情勢は改善して、当面この水準は推移するだろうという見方がなされております。

また、県内の高校生の内定率も70.1％、前年対比で6.7ポイント増しております。バブル期並みの高水準で推移しているということでございます。県内の高校の就職希望者が3800名ぐらいおられますけども、その3800名に県内で就職を希望される方が2174名おられます。半数の人が県内を希望されております。そういう状況において、本市においても、公立、私立、四つの高校に恵まれておりまして、非常に就職希望の方も多いんじゃなかろうかと思っておりますけども、ここで一つ、市長に提案をしたいと思っております。

といいますのが、単独市で誘致が非常に厳しい状況の中にあるのは否定しませんけども、一つの方法として、隣接自治体、例えば菊池市とか玉名市を含んだところに、連携して企業誘致活動も選択肢の一つじゃないかと考えております。企業進出に当たっては、企業側には一番の条件というのが、やっぱし交通アクセスが一番大事に、一番企業が要望するのはそういうところではなかろうかなと思っております。

玉名市には、高速道路のインターもございますし、新幹線の駅もございます。交通アクセスについては、もう申し分ないと思っております。菊池市は空港にも一番近い、それで何よりも菊池市の利点ちゅうのは、用地が十分確保されておるということでございます。平成20年の６月には、川辺工業団地にもって24ヘクタールの造成が県の手で行われております。

そして、こういう菊池市、玉名市にこういう工場誘致ができた場合に、山鹿市から労働力を派遣するというような一つのことをちょっと思ってしっかり考えておるもんですから、そういうところを近隣市とタッグを組んで誘致事業が進行するように、市長サイドで提案して市長サイドで呼びかけていただきたいと思っております。

行政サイドで、今の３市の中で行政サイドで誘致に関しては違いがあって、なかなかこれが難しいと思いますけども、この３者の話がまとまれば、この部分は乗り切れるんではなかろうかなと、私自身は思っております。

それで、プロジェクトチームあたりをつくって、ともに歩き始めるなら本当にいいんじゃないかなと思っておりますし、こういうことも一つの提案として市長サイドにも呼びかけをしてお願いはできんもんかなと思っております。

また、地方創生、地域再生に向けても、本市の政策審議室あたりも十分検討していただいて、設置していただくようにお願いをしたいと思っておりますし、何せ山

鹿で生まれた若い世代が山鹿に残って山鹿で仕事をしていくということを、やっぱり人が減るのを最小限にとめるためには雇用しかないというところを訴えして、私の質問を終わりたいと思います。これに対しては答弁は要りません。よろしくお願いしておきます。終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、平井君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時27分　散会

～～～

１２月５日（金曜日）

平成26年（第４回）山鹿市議会１２月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成26年12月５日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．稲葉　昇

一般質問

（１）地域自治振興交付金について

（２）オフトーク通信延長について（今後の取り組み）

（３）山鹿市民交流センターの状況について

２．丸山　康昭

一般質問

（１）まちづくりについて

３．北原　昭三

一般質問

（１）防災行政について

（２）小型家電リサイクルについて

４．永田　紘二

一般質問

（１）合併特例債について

（２）法定外繰出金について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君

２番　冨田弘海君

３番　永田　健君

４番　稲葉　昇君

5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長兼農業委員会事務局長	西田博之君
建設部次長	阿部一行君

水道局長	阿蘇品　元晴　君
教育部次長	大森　健司　君
総務課長	大林　秀樹　君
財務課長	木下　　実　君
地域生活課長	吉里　明弘　君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	古江　光拡　君
国保年金課長	野田　修誠　君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村　正文　君
局長補佐	渡邊　義明　君
議事係長	小山　　天　君
書記	高木　善彦　君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。稲葉　昇君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

皆さん、おはようございます。

４番議員の稲葉　昇です。

今回は、３点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、月日のたつのも早いもので、山鹿市が１市４町、平成の合併して、はや10年、さまざまな歴史の改革がなされました。10年前、最初、市長選、あるいは市議さんの30名の各町から４名、旧山鹿から14名と、新しい市制が誕生いたしました。その後、定数も大幅に削減され、今期から20名で選出されました。

合併前からの新庁舎の件で、場所の位置が論議をなされ、結局は、元の位置で農協の本所の場所で決まり、土地の提供をいただき、高い場所ですばらしい庁舎が建設なされました。大変もったいないような感じもいたしております。建物に恥じないよう、山鹿市の発展のため頑張らなければと思っているところです。

１問目の質問をいたします。

地域自治交付金について、地域自治交付金の制度の今後の方向性について、この件につきましては、平成25年の９月に一般質問をいたしました。

その後、冨田議員も質問なされていますが、この要領が平成27年３月31日限りで、この効力を失うとしてあります。いま一度、念には念とあります。新しい制度がなされ、いま一度質問いたすところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

稲葉議員の一般質問の１点目、地域自治振興交付金について、お答えいたします。

初めに、地域自治振興交付金は、自治機能の維持及び個性豊かな地域の活性化、

住民の自主的な地域コミュニティー活動を支援することを目的に、従来の地域活動補助金よりもさらに活用しやすい制度として、平成21年６月から運用を行ってまいりました。対象となる事業もイベントの開催や防災・教育文化・環境保全・健康福祉に関する事業など幅広い分野に及んでおり、地域の独自性や特色を生かした活動が効果的に展開されている状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、本制度のよりどころであります山鹿市地域自治振興交付金交付要綱では、附則第２項で、「この要綱は、平成27年３月31日限り、その効力を失う。この場合において、市長は、この要綱に基づいて交付した交付金の効果について検討し、必要があると認めるときは、新たに所要の措置を講ずるものとする」と規定しております。したがいまして、平成25年９月定例会での稲葉議員の一般質問に対してお答えしておりますように、この要綱の失効後の対応につきましては、交付金の効果についての検討・検証が不可欠となってまいります。

そのため、地区の区長さんや地域審議会の委員さんを中心に、実際にこの交付金を活用して地域づくり活動をされてきた地域の皆様の率直なご意見をお伺いするために、平成25年８月、地域自治振興交付金の今後のあり方検討に向けたアンケート調査を実施いたしました。結果、393人中300人の皆様からご回答をいただき、回収率は76％でした。内容的には、さまざまなご意見がございましたが、総じて高い評価をいただき、現行制度の維持または後継制度を望むとの声が大半でございました。

本交付金制度の平成27年度以降の方向性につきましては、現在、全ての事務事業・行政サービスについて、合併の検証を含めた精査を行っている最中であり、アンケート調査結果を含め、本市の行財政状況や他の政策等との整合性を総合的に勘案しながら、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。

ご案内のとおり、今、ふるさとは急激に過疎化に直面して、子供から20代、30代の青年も少なく、年金暮らしが半数を超える現状です。アベノミクスで田舎まで経済がよくなることはないし、今年４月には消費税が３％上げられ、集落の行事も出費が加算され、赤字が発生しています。そういう中、区費を上げるわけにはいかず、交付金の制度がなくなるわけにはいけないと思います。どうかひとつよろしくお願

いをいたします。

２点目は、オフトーク通信の延長について、オフトーク通信の継続利用とインターネットサービスについて、お尋ねをいたします。

山鹿市が平成24年度から進めてきた地域情報通信基盤格差是正事業による光ブロードバンドの整備については、今年12月までに、鹿北地区及び菊鹿地区の工事が終了し、いよいよ市内全域で光を使ったインターネットサービスが利活用できるようになり、大変便利になると思います。

一方、オフトーク通信サービスの終了の対応については、10月半ばより利用者とＮＴＴとの契約が行われ、利用継続に必要な手続が進められてあるサービス後、代替手段についても現在、その検討がなされていると聞いています。私たちオフトークの通信は、地域の情報通信の最も重要なものであります。代替については、確実な対応をお願いするところでございます。

ところで、光によるインターネットサービスが開始されたことにより、各家庭には勧誘業者による訪問が行われているが、市民の皆さんによっては、光ブロードサービスへの加入とオフトーク代替と混合して考えられておられる方がおられます。

そこで、お尋ねしますが、オフトーク通信と継続利用と光インターネットサービスはどのような関連があるか、わかりやすく説明をお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

オフトーク通信延長について、今後の取り組みを含めまして、お答えをいたします。

オフトーク通信につきましては、議員ご案内のとおり、利用者の個別契約を踏まえ、市とＮＴＴで単年度契約を結び、平成28年３月31日までの期限延長を行っております。

これ以降の新たな情報通信手段につきましては、携帯電話等の移動体通信網、公衆電話回線によるデータ通信のＡＤＳＬ、あるいは整備を進めてまいりました「光ブロードバンド等」によるインターネットサービスの利用も視野に入れ、延長期限までの導入を目指し、鋭意検討しているところでございます。

ご質問のありました「オフトーク通信の継続利用と光ネットサービスの提供との関係」について、市民の皆様の理解が進んでいない大きな理由は、オフトーク通信の継続利用に必要な相対契約の時期と、光ネットサービスの提供開始に伴う各プロ

バイダーによる営業活動の時期が重なり、両者の内容の違いがわかりやすく説明されていないことに原因があると考えております。

結論から申し上げますと、インターネットの利用を希望される方が、オフトーク通信を継続してご利用される場合は、従来の公衆電話回線を使用した固定電話の契約を終了せず、更新していただく必要がございます。これは、オフトーク通信が固定電話を通じて提供されるからでございます。

また、現時点では、光インターネットサービスへのご加入が、オフトーク通信の代替となることはございません。この点をしっかりとご理解いただいた上で、ご加入の際には、ご自身で必要性をご判断いただきたいというふうに思います。

本市が地域情報通信基盤格差是正事業により整備をいたしました「光ブロードバンド」は、市内全域の個人や企業等に、その目的や用途に応じた快適な利用環境を提供するだけではなく、教育や医療・福祉などの分野でもご利用いただける社会全般に必要なインフラであると考えております。

また、現在もオフトーク通信が情報伝達手段の一つとして重要なインフラであることに変わりはございませんので、必要な更新手続を行い、引き続きご利用いただきたいというふうに思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。

何しろ、ふるさとは今、高齢者ばかりで家族の大半でもございます。市としては時間をかけて説明をお願いいたします。

本件につきましては、鹿北のほうでは区長会がなされており、周知徹底がなされると思います。どうかひとつよろしくお願いをいたします。

次に、３点目、市民交流センターの文化ホールの利用状況について、お尋ねをいたしたいと思います。

現在の利用状況と予約の状況はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

稲葉議員のご質問、山鹿市民交流センター・文化ホールの現在の利用状況、予約

の状況について、お答えをいたします。

山鹿市民交流センターは、11月１日に開館し、文化ホールで落成記念音楽祭としてオペラ公演を行いました。入場の申し込みが多く、キャンセル待ちが100名を超えるほど注目を集めるこけら落としとなったところでございます。ご来場いただいた方々から、新しい文化ホールへのお褒めの言葉や、本物のオペラに接して感動したとのご意見をお聞きすることができました。

また、11月16日には、「山鹿子供芸術祭」として、市内の子供たちの歌声が響き、文化ホールに入り切れずにロビーで映像をごらんいただく方々が出るほど、たくさんのご来場をいただいているところでございます。

今後の予約状況につきましては、12月から３月までは、音響設備が整っているため、ピアノや琴などの演奏会や合唱の発表会を中心に予約をされており、各種会議や講演会など、日曜日は、ほぼ埋まってきている状況でございます。

また、４月以降も少しずつ予約や問い合わせがされている状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。

今の答弁から聞きますと、大変好評で推移がなされているというふうに感じているところでもございます。私も６年前、初の質問で登壇に立ち、市民ホールの建設のお願いをしたところでもございます。大変うれしく思っているところです。

次に、文化ホールを使用するに当たって、照明や音響を専門的に取り扱うことのできる人を配置しているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

文化ホールの音響、照明の専門家の配置について、お答えをいたします。

本施設は、音楽ホールとして、音響や照明について最新の設備を導入いたしているところでございます。

通常の音響、照明については、社会教育課の職員がお手伝いをしております。

ただし、専門的な資格を持つ者はおりませんので、複雑な照明効果や音響設備の高度な操作を求められる方には、外部の専門家をご紹介させていただいているとこ

ろでございます。

今後につきましては、文化ホールを含めた交流センターに、専門的な技術者等を有する指定管理者を選定し、管理運営を委託することで、市民の皆様のより高度な要望に応えることができる施設を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。

いち早く専門的な技術者等を有する指定管理者を選定しながら、すばらしい文化ホールを目指し、山鹿市民が大いに楽しみ、そして未来に羽ばたく若者が育つことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、稲葉君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、丸山　康昭君の発言を許します。丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

20番、丸山　康昭でございます。

まちづくりについて、質問いたします。

11月28日の全員協議会で、合併後のまちづくり10年間の検証の冊子が配付されましたが、合併後10年間、いろいろの施策が実施され、市長をトップに執行部、職員の努力がうかがえました。

合併前の１市４町、それぞれのまちづくりが大切だと思います。

これまでに、１市４町に進めてこられたまちづくりと、これからの地域ごとのまちづくりに、どのような構想で取り組まれるか、お尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの丸山　康昭議員のご質問にお答えいたします。

旧山鹿市、旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿本町、旧鹿央町の１市４町は、地方分権の進展と逼迫する財政状況を背景として、強固な行財政基盤の構築を図り、自己決定、

自己責任による行政運営と、多様化、高度化する住民ニーズや進行する少子高齢化社会に適切に対応し、継続的な行政サービスの提供を可能にするため、市町合併を選択いたしました。

そして、平成17年１月15日の新市発足以降、旧市町の速やかな一体性の確立と均衡ある発展、そして、さらなる住民福祉の向上を目指して、「山鹿市第１次総合計画」に基づき、各種施策、事務事業を実施してきたところであります。

具体的には、子育て支援や高齢者、障害者支援、各産業振興支援等の実施を初め、道路や上下水道のインフラ整備、光ブロードバンド利用基盤の整備、相乗りタクシー網の充実等、新市の一体的発展に向けたシステムの構築や整備を図ってまいりました。また、本年10月には、行政サービスの拠点である新庁舎が完成し、業務を開始したところでございますが、これにあわせて、合併協定どおり、合併後10年をめどとして、総合支所方式から本庁方式への移行及び簡素で効率的な組織体制の再編を実施いたしました。これに先立ち、各支所においては、地域における行政のコミュニティーの拠点施設として、図書室や会議室等を併設した市民センター化を図り、機能の充実に努めたところであります。

こうした取り組みとあわせまして、合併の大きな目的の一つである行財政改革についても進めてまいりました。その結果、財政状況においても、地方債残高について、平成25年度末時点で合併時に比べ約８億円減少し、基金残高については、同時点において約36億円の増加を見たところであります。

このような成果が得られたのも、執行部の取り組みに対する議会の皆様のご理解、ご協力があってのことと考えております。

今後の取り組みについては、これまでの10年間の取り組みと現状を踏まえ、今年度から来年度にかけて策定する「山鹿市第２次総合計画」において、具体的に検討してまいります。

その際の視点として大切なことは、合併したことを前向きに捉え、旧１市４町のそれぞれの特性、特徴を生かしながらも、山鹿市が一体となって発展していくことであります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

先ほど、全体的なことにつきましては、10年の検証の冊子の中で十分に説明ございまして、また今、市長のほうからも説明があったとおりでございますけれども、

人口増対策として、鹿央地区のまちづくりについて提案をしてみたいと思います。

市長は、人口減対策として、福祉面等でいろいろの施策を実施されておられますが、合併時の平成17年１月15日の人口が６万65人でございました。平成26年10月31日現在の人口が５万4970人と、10年間で人口減が5095人ということです。平成17年、18年は300人台の減少でございましたけれども、平成22年度688人、平成23年度693人と、700人近い減少でございます。平成25年度は550人の減と、少し落ちついてきましたけれども、この状態が続けば、５万人を割るのも時間の問題かというふうに思います。

現在、鹿央地区には、姫井団地47戸、一里木団地30戸がございます。

鹿央地域から菊池市の工業団地や大津町のホンダまで、通勤時間帯でも約35分から40分で通勤できます。また、県庁まで45分から50分と通勤圏にあり、一里木団地も完成後すぐに埋まってしまいました。現在も両団地とも、あき待ちの状態でございます。

熊本市のベッドタウンとして、人口増が図られた合志市や菊陽町も現在飽和状態でございます。植木町も熊本市と合併し、政令指定都市ということで、農地の転用や建物の建設等にいろいろと規制が厳しいようです。

鹿央地域をまず熊本市のベッドタウンとして、住宅施策をとられてはいかがでしょうか。北バイパスも本年３月には３号線と継続され開通します。植木町舞尾地区から３号線までのバイパスについても、熊本市の西回り道路との接続工事も西里地区で始まっており、開通すれば熊本市がさらに近くなると思います。用地についても一里木団地建設のとき、現在の市民センター北側も多くの方から用地提供の申し出がありました。

また、城北高校南側の高台に温泉つきの住宅をとの話もありました。

また、広域農道沿いにも住宅地としてよいところがいっぱいございます。

竜門ダムからの水が来ていないところは、今後荒廃するおそれがあります。

人口増対策として、住宅施策をとられる考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの丸山議員の２回目のご質問にお答えいたします。

鹿央地域は、さまざまな資源に恵まれた地域でございます。例えば、国指定史跡「岩原古墳群」、県指定史跡「桜の上横穴群」「岩原横穴群」など数多くの古墳があり、県立装飾古墳館が設置され、県内の古墳文化の中心地の一つとなっておりま

す。

また、霜野康平寺は、貴重な文化財を多数有しているだけでなく、この季節には、イチョウの落ち葉が境内を彩り、その風情あるたたずまいは、多くの観光客を魅了しておるところでございます。

農業分野では、スイカやハウスキンカンなど、すぐれた農産物を数多く生産しており、これらの農産物を利用したみそや漬物、お菓子などの加工品づくりも盛んでございます。また、物産館周辺では、春には藤、夏にはハスの花が咲き、人々の目を楽しませております。

このほか、鹿央地域では、「バーサランダ祭り」や「米野神楽」など、個性ある伝統行事が今に伝えられており、先人を大切にしながら暮らしを受け継いできた人の温かみのある地域であると理解をいたしております。

このような鹿央地域が住みやすい地域であり続け、また、発展していくことについては、私も切に願うところでございますが、当然のことながら、鹿央地域だけでなく山鹿市全体に対し、同時に、現在だけでなく将来の山鹿市に対し同じようなことを願っているものでございます。

ただいま、丸山議員ご提案の鹿央地域への住宅等の施策につきましては、私どももかねて、この山鹿市についての人口減少対策、熊本市に一番近い、山鹿市の中では一番近い地域であると。さらに、今後、３号線等の交通渋滞を解消しながら、熊本市のベッドタウン化ならんかと、そういった思いをいたしておるところでございます。こういった件につきましては、今後、第２次山鹿市総合計画を策定する中で、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

ただいま市長から答弁ございましたように、大変、鹿央町は文化財等が豊かなところで、住みやすいところでございます。先ほど申しましたように、熊本市との交通体制も非常に近いところにございますので、今後、熊本市のベッドタウンとしては非常にいいところではなかろうかというふうに思っております。

私、11月12日、地方創生に関する特別委員会の委員長の鳩山　邦夫代議士の会合に参加した際、地方創生法についてのいろいろなお話がございまして、平成27年度から５年間、人口減対策や地方の活性化対策を地方ごとに取り組むというもので、地方の自立につながるよう、地方みずからが考えるようにということでございまし

た。

また、石破地方創生担当大臣も挨拶の中で、子供の声が響くような地域をつくっていただきたいと。言いかえれば、若い世代が安心して働き、子育てができる環境づくりに地域の特性を生かして取り組んでいただきたいという話でございました。やれないところについては、今後衰退に向かっていくでしょうというようなつけ加えもございました。

「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生改正法」が成立いたしました。各市町村は、平成26年度末までに、５年後を見据えた計画を提出することになるかと思います。

あるマスコミの報道であっておりました。私も実際に見たことがありますけれども、東京周辺の駅に、「母になるなら流山市」というようなポスターがあちこちに張ってありました。これは、子育てをするなら流山市というようなことで、その後には「父になるなら、やっぱり流山市」というようなポスターが張ってあって、大変、人口増対策につながったというようなことでございます。

鹿央町は先ほど申しましたように、非常に土地があちこちに今後あいてくると想像されますので、例えば、「子供と家庭菜園をしませんか」というような形で、家庭菜園つきの土地あたりを提供することで、人口を呼び込めるんじゃなかろうかというふうに思います。

仮に４人家族が住むとすれば、地方交付金あたりにしても山鹿市の場合、１人当たり約28万円入ってくるとしますと、年間112万円ほど入りますし、また、そのほか固定資産とか市民税等をすれば、仮に無償で土地を提供しても十分に対応できるのではなかろうかと思います。また、今後の地方創生法の活用あたりによって、いろいろの施策も取り組めるかというふうに思います。

そういうことからも、ぜひ鹿央地域に指定して、住宅施策あたりをやっていただけるかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの丸山議員の３回目の質問、住宅施策進めるかというお尋ねでございます。先ほど答弁いたしましたように、非常に大きな施策でございます。しかしながら、非常に大きな可能性を秘めているという思いをいたしております。そういった中で、こういった大きな事業については、しっかりと内部検討しながら取り組んでいく必要があると。本年から来年にかけまして第２次総合計画、大きな計画を立て

ますので、その段階において、いろんな角度からしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

今、鹿央地域においては、小学校の統廃合問題で大変揺れています。

昨日、服部議員の質問に対して、教育委員会より答弁がありましたが、事実、3000名以上の反対署名があったことは、進め方、住民への説明等が、問題があったのではないかというふうに思います。

学校統合など教育課題に対応するには、福祉、産業、雇用などはもちろん、全てのまちづくりと綿密な連携が必要だというふうに思います。

教育は、総合的な行政と言われることから、最近は、市長部局からの教育長も多くなっています。また、来年４月１日から地方教育行政法も改正されます。

鹿央町では、これまで、合併前、複式学級解消のために団地等をつくってまいりました。姫井団地につきましても、現在も小学校の約半分が姫井団地の生徒でございます。また、米野岳小学校の複式学級解消として、一里木団地をつくってきました。現在、米野岳小学校の生徒数の３分の１が一里木団地の生徒でございます。

やはりこういうことが政策ではなかろうかというふうに思います。教育委員会として一度決定したことは変更しにくいということはわかりますけれども、今後の創生事業等によるまちづくりなど、見きわめる時間もあっていいのではないかというふうに思います。

住宅施策等が鹿央地域で行われるとすれば、当然、学校あるいは保育所等は、一つの基点となるというふうに思います。全ての行政の根底にあるのが人づくりだというふうに思っております。今の鹿央町を治めるのも人づくりではなかろうかというふうに思っております。

教育委員会、選挙管理委員会などの委員会の決定につきましては、市長が口を挟むことはできないかというふうに思います。そうであるならば、教育委員会で解決していただけることを期待して、今後のまちづくりに充てていただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいま、丸山議員のご質問の中で、今大変課題になっております米野岳中学校校区の統合小学校の件について、お話があったところでございます。あえて答弁は求められなかったわけでございますけれども、この件につきましては、本12月定例会の最大のテーマであろうというふうに思います。

私は、この議場、建設されまして初めての議会でございます。私があえて申すまでもなく、この議場は山鹿市の発展、そして、山鹿市の市民の幸せを生み出す、つくり出す拠点であると、そう思っております。

そういった中で、今最も課題となっております米野岳中学校校区の小学校の問題に触れずに、この12月議会を終わることは、住民の全体の幸せのためにもいけないと。やはりあえてこの問題に、市としての、市長としての方向性をしっかりと示すことが大事であると、そんな思いの中で意見を述べさせていただきます。

先月、11月19日、3225名の署名の陳情書、議会に提出される前に、私のほうに代表者の方々お見えになりまして、拝見いたしました。また、その重みを感じさせていただきました。ただ、その重みだけではなくて、その中に詰まっておる三千二百数十名の方々の本当にやるせない気持ち、残念だという気持ち、寂しい、あるいは怒り、そういったものをひしひしと感じたところでございます。この要望書、思いについては真摯に受けとめていかにゃいかんと、しっかりと感じたところでございます。そういった中で、詳細については昨日、木村部長が答弁しましたので申し上げませんけれども、私は大きな点について、私の思いを申し上げたいと思います。

その最大のものは、これまで山内小学校、米野岳小学校、千田小学校、そして米田小学校、この四つの小学校が米野岳中学校校区として、60年余りの本当に歴史を持ちながら、ともに集い、ともに学び、そういった教育の歴史がある。この教育の歴史、そして、お互いの信頼、さらには、このきずな、これを決して崩してはいかん、これを大事にせにゃいかんと、しっかり守っていかにゃいかんと、その思いをしっかりといたすところでございます。

さらには、あの要望書の中にありましたことに、学校がなくなることによって地域がさびやせんかという、その思いがございました。その気持ちもしっかりとわかります。これにつきましても、その三千数百名の方、その気持ち、あるいはまた、ほかの方も含めて、そういった自分の地域を、ふるさとを愛する、そういった気持ちをしっかりと大事にしながら、今までも取り組んでまいりましたけれども、さらに、地域振興をしっかりと取り組んでいかにゃいかんなと。地域の皆様方のその思いをエネルギーに逆にしながら行政一体となって、この地域の活性化に頑張らにゃ

いかんなという思いをいたしました。

３点目は、今回の学校再編の本来の大きな目的は、次代を担う子供たちの、山鹿市の宝である子供たちのよりよい教育環境をつくるんだ、そのことにございますし、そしてまた、昨日、堀田教育長が申し上げましたように、その子供たちを日本一の学園都市、そういった構想の中でしっかりと、どこにも負けないような子供たちを育てていく、そのことが今回の事業の大きな狙いであるし、目的であるし、目指すべき道であると私は思っております。

そういった中で、昨日、木村部長がご説明申し上げましたとおり、公平・客観的な手順や行政手続を経た中での決定でございます。市長として、この教育委員会の判断を尊重し、本事業を進めてまいりたいという所存でございます。どうか皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。お願いします。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

私は、あえて答弁は求めなかったんですけれども、市長の熱い思いを述べていただきましたけれども、先ほど申しましたように、地方創生法が本年施行されまして、この衆議院選挙後には、いろいろの枝づけができるだろうというふうに思います。

そうしたときに、やはり山鹿市としてもいろいろの施策、取り組まなければいけないというふうに思います。先ほど申しましたように、人口減少対策というのは、三つの中の一つに入っておりますし、地域活性化も一つの対策です。また、一極集中を解消するという三つの中から選ばなければなりませんけれども、その中の二つが山鹿地域に当たるかというふうに思います。

そうするときに、やはり一番地域の核になるのは、学校、保育園、そういうところだろうというふうに思いますので、決定したことに対してどうこうではなくて、まちづくりと並行して考える時間があってもいいんじゃなかろうかというようなことで、さっき提案をさせていただいたわけでございます。

今後の住宅施策等が鹿央地域で実現するのであれば、やはり学校、保育園等は、その拠点となるべきものになってくるだろうというふうに思いますので、その点をあえて申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、丸山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時47分　休憩

○

午前11時01分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号７番、公明党の北原　昭三でございます。

新庁舎議場におきまして一般質問ができますことに、心より感謝を申し上げます。今日より心新たに、さらに頑張ってまいる決意でございます。

それでは、発言通告に従いまして、一問一答にて、今回２件の質問をいたします。

１件目、防災行政について、まず、防災行政無線の情報伝達手段についてお伺いをいたします。

私は、過去に防災関係については、防災ラジオの導入、また、安心・安全な防災対策等について質問をしてまいりました。

今回、質問の防災行政無線のことにつきましては、ほかの議員さんも質問をされておりますけども、現在、いつ、どこで、どのような災害が発生するかわからない時代でございますので、あえて質問いたします。

家の中にいるときなど、場合によっては内容を聞き取りづらいなどの声をまだ多く聞くわけでございます。情報が正確に伝わらないと、大変なことになる場合も予想されます。今日までいろんな対応をとっていただいていると思います。

それでは、３点につきまして質問をいたします。

まず、１点目、防災行政無線の放送が聞き取りづらい地域への対応は、その後、どのようになっておりますでしょうか。

２点目、情報を伝える新たな対応策として、どのようなものがありますでしょうか。

３点目、余り知られていないかもしれませんけども、ほかの市町村のいろいろ事例を探してみますと、防災行政無線で放送した内容をフリーダイヤルで後から電話で聞くことができる自動音声応答装置がございます。この自動音声応答装置の導入につきまして、市の所見をお伺いいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

防災行政無線の情報伝達手段について、お答えをいたします。

まず、放送が聞き取りづらい地域への対応についてのご質問にお答えをいたします。

防災行政無線は、屋外にいる人も放送を聞くことができるというメリットを持つ反面、放送設備からの距離や地形、家屋の構造等による伝達音量の格差や、風雨などの気象状況による影響を受けやすく、放送が聞き取りにくくなるという短所もございます。そのため、その対策といたしまして、現在、一部世帯に戸別受信機の貸し出しを行ったり、専門業者に調査を依頼し、屋外子局のスピーカーの方向や音声出力の調整など、可能な範囲での対応を行っているところでございます。

次に、情報を伝える新たな対応策についてのご質問にお答えをいたします。

防災情報を的確に市民の皆様に伝えるため、災害発生が予想される際の住民への緊急避難情報などにつきましては、防災行政無線放送とあわせまして、テレビのデータ放送を利用した「デタポン」、携帯電話会社のサービスであるエリアメールや山鹿市情報メール、熊本県防災情報メールサービスを活用した文字情報の配信により補完していくことといたしております。

また、先ほど稲葉議員の一般質問にお答えいたしましたとおり、これらに加え新たな情報通信手段としまして、携帯電話の移動通信網等の利用を鋭意検討しているところでございます。

次に、自動音声応答装置の導入についてのご質問にお答えいたします。

本装置は、防災無線で放送した内容を電話で聞くことができるシステムで、放送が聞き取れなかったので、放送をもう一度聞きたいときに対応できるシステムであり、他の自治体でも導入し、運用している実績もあることから、難聴対策としては効果があるものと考えております。設置に係る費用、また、設置後の維持管理経費等を含め総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

今いろんな取り組みが実施されているということで、お礼を申し上げたいと思い

ます。しかし、まだまだいろんな取り組みに対しまして、ＰＲ不足の部分もあるのかなというふうに思うわけでございます。

先ほど提案をしました自動音声応答装置の導入につきましては、総合的な判断をされるとのことで、よろしくお願いをいたしておきたいというふうに思います。

それでは、次に、防災士資格取得の助成について、お伺いをいたします。

防災士とは、皆様ご存じのとおり、自助・共助・協働を原則として、地域社会のさまざまな場で減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な知識、意識、技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証を受けた防災のスペシャリストです。

国の自治体では、地域防災力強化のために、さまざまな取り組みが行われております。その取り組みの一つとして、住民の皆様に防災士の資格取得を奨励し、助成金を交付するケースが多く見られるようになっております。今後も継続してふえていくことが予想されておるわけでございます。地域で防災活動に積極的にかかわっていただけることを期待していますとの声が多く、防災士に期待される活動の場は確実に広がっております。

平成26年11月現在の防災士資格取得への助成制度のある自治体一覧をネットで見ますと、全国的に多く実施している市町村がありますけれども、九州、沖縄では16自治体、熊本県では熊本市、水俣市、大津町が、この助成制度を取り入れられております。

それでは、３点について質問をいたします。

１点目、山鹿市に防災士資格取得者は何名おられますでしょうか。

２点目、防災士は、各自治体ごとに定数は決められておりますでしょうか。

３点目、防災士の資格取得に対する助成金について、市としてどのように考えられておりますでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

防災士資格取得の助成について、お答えをいたします。

防災士は、ＮＰＯ法人日本防災士機構が実施します防災士資格試験により認定される資格でありまして、多様な災害が発生する昨今において、社会のさまざまな場で災害を軽減する、いわゆる減災と地域の防災力強化のための活動が期待されているところでございます。

ご質問のありました本市における防災士の資格取得者数でございますが、平成26年11月末現在で、21名の方々が防災士の資格を取得されております。

次に、防災士の各自治体ごとの定数についてのお尋ねでございますが、防災士には自治体の規模や地域ごとの定数といった考え方はございません。

次に、防災士の資格取得に対する助成金についての本市の考え方を申し上げます。

防災士の資格を取得するためには、防災士資格試験受験のための講習を終了し、救命救急の実技講習を受け、さらに日本防災士機構が実施します試験を受ける必要がございます。５万円程度の費用がかかるということでございます。

本市の取り組みとしましては、熊本県が実施しております防災士試験受験のための講習を兼ねた地域防災リーダー養成研修「火の国ぼうさい塾」への市民参加の呼びかけを実施し、消防本部においても、救命救急の実技講習を毎月開催しているところでございます。

ご要望のありました資格取得に対します助成制度につきましても、自主防災組織の動向や他の自治体の取り組み状況を踏まえながら、研究してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

地域防災力の強化のために、また、地域で防災活動に積極的にかかわることが必要と思います。防災士に期待される活動の場は、先ほど申しましたが、確実に広がっていくと思います。

ご答弁の中で資格取得者に対する助成金については、今後、他市の状況を見ながらというようなことでございましたので、ご検討をよろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、２件目、小型家電リサイクルについて、お伺いをいたします。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済み小型家電は、いわゆるレアメタルが含まれる部分を数多く使用していることから都市鉱山とも言われ、適切なリサイクルをすることで、環境負荷の軽減とレアメタル回収が期待できるとされております。

現在、日本全体で年間に廃棄される小型家電は約65.1万トンと推定されております。その中に含まれている有用な金属などの量は約27.9万トン、金額にして約844億円に上るとも言われております。

そのため、使用済み小型家電は、先ほど申し上げましたけども、都市にある鉱山という意味で都市鉱山と言われているものでございます。推計でございますけれども、現在使用中の製品も含めて、日本国内の都市鉱山には、金は6800トン、世界の埋蔵量の約16％、銀は６万トン、世界の埋蔵量の約22％、リチウムは15万トン、プラチナは2500トンが眠っているとの試算もあるようでございます。

昨年４月から使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施行され、努力義務でありますけども、小型家電の回収やリサイクルへの取り組みが地方自治体の役割と定められました。限りある資源を大切に使っていくこと、環境への負荷を極力減らすことは、私たちに課せられた責務であります。

それでは、３点について質問をいたします。

１点目、まず、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法との違いについてお聞きをいたしたいと思います。

２点目、市として小型家電リサイクルへの取り組み状況についてはどのようになっておりますでしょうか。

３点目、ほかの自治体では、公共施設等に小型家電専用の回収ボックスを設置しておられます。山鹿市として、この回収ボックスの設置についての見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

北原議員の一般質問の２点目、小型家電リサイクルについて、お答えいたします。

まず、家電リサイクル法と小型家電リサイクル法との違いでございますが、大きな違いは、対象品目と回収方法の二つが挙げられます。

家電リサイクル法は、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を目的に、平成13年４月に施行され、対象品目は、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機といった大きなくくりでの大型家電製品４品目に限られております。回収方法は、リサイクル料金など有償で家電量販店等小売業者が回収を行い、その後、製造メーカー等がリサイクルを行うという流れとなります。

一方、小型家電リサイクル法は、使用済み小型電子機器等廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を目的に、平成25年４月に施行され、対象品目は、パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など、国が定める小型家電製品96品目の中から自治体ごとに回収品目を決めることが可能となっております。回収方法は、自治

体等が無償で回収を行い、その後、国の認定事業者が小型家電製品に含まれる鉄・銅などの一般的資源物であるベースメタルや金・プラチナなどの希少資源物であるレアメタルの再資源化を行うという流れとなります。

続きまして、市の小型家電リサイクルへの取り組みについて、お答えいたします。

小型家電リサイクル法は、正式名称を使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律と申しまして、本市では、山鹿植木広域行政事務組合が福岡県レアメタル回収モデル事業に平成23年度から参加したことに伴い、いち早く再資源化に取り組んでいるところでございます。

回収の取り組みといたしましては、市民の皆様から地域の収集ステーションに持ち込まれ、金物類として分別された資源ごみを収集委託業者が回収し、旧植木町のリサイクルプラザに搬入いたします。その後、金物類の中から、国が定める小型家電製品96品目をリサイクルプラザにおいて選別するピックアップ方式を採用いたしております。

次に、回収ボックスの設置について、お答えいたします。

公共施設や小売店などに回収ボックスを設置し、いつでも自由に持ち込むことができる方式を採用している自治体も県内で６市町村ございますが、本市では、県内トップクラスの19品目分別を実施しており、資源ごみ収集16品目の中での回収を行っておりまして、ほかの資源ごみと同じ日に、同じ収集ステーションに持ち込むことができるという、市民の皆様の負担軽減にも寄与することになりますので、引き続き現行どおりの回収を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

２回目の質問をいたします。

先ほどのご答弁で、対象品目は国が定める小型家電製品96品目とのことでございました。総務省のサイトを見ますと、小型家電リサイクル法の適用品分類で、通信機械器具として携帯電話、また分類で、電子計算機としてパソコンがありますけども、前回もインクカートリッジの件で質問しましたけども、家庭ごみ分別辞典の中に見ますと、ごみ区分では、携帯電話の場合は排出禁止物となっておりますけども、小型家電リサイクルの対象ではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

北原議員の２回目のご質問にお答えいたします。

携帯電話やパソコンのように、個人情報が含まれるものを回収するためには、国が使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドラインの中で定めておりますように、回収後の盗難や個人情報の流出に最も注意し、配慮しなければならないと考えております。

自治体の回収に限らず、携帯電話は販売店や取扱店が自主回収を行っており、パソコンは製造したメーカー等が積極的に回収からリサイクルまで行っておりますので、盗難防止や個人情報流出を避ける観点からも、みずから処分を依頼されたほうが安心できるのではないかと考えるものであります。

以上のことから、本市といたしましては、携帯電話やパソコン等の記憶媒体を含む小型家電製品に対しては、引き続き排出禁止物としてメーカーや販売店・取扱店にお持ちいただきますよう、市民の皆様にお願いと啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

小型家電のリサイクルを通し、この自主財源確保を実施している自治体もあるようでございます。この件に関しましては、また勉強いたしまして、機会がありましたら再質問をしたいと考えております。よろしくお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員の永田　紘二であります。

発言通告に基づきまして、一般質問を２点行います。

一つは、合併特例債について、もう一つは、法定外繰り出しについてお伺いをい

たします。

まず、合併特例債についてお伺いをいたします。

３回に分けて伺っていきたいと思います。

合併特例債の発行につきましては、６月議会でも質問をいたしました。平成25年度末、10年間、平成26年度を見込んでの特例債の発行状況についてもお伺いいたしました。具体的に、科目ごとにご報告をいただいております。

また、延長される５年間の発行計画についてもお伺いをしました。これにつきましては、第２次社会資本計画策定に合わせてやるということで、まだ計画ができていないという報告でありました。６カ月たちましたので、それもひっくるめまして、今回は、合併からの10年間の普通建設事業の総額、10年間でどれだけ事業をやってきたのか。また、事業をやる見込みがあるのか。そして、それに係る平成26年度末までの合併特例債の発行見込み額、平成17年から平成26年までであります。

次に、延長５年間の発行予定計画についてお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

合併特例債についてのご質問にお答えをいたします。

合併から平成26年度までの10年間における普通建設事業費の総額につきましては、約431億円と見込んでおります。

次に、この10年間の合併特例債の発行予定額は、91億4880万円と見込んでおります。

続きまして、今後５年間、平成27年度から平成31年度の合併特例債の発行見込額につきましては、現在、第２次社会資本整備計画の策定を行っておりますが、特例債の発行上限額につきまして、第１次社会資本整備計画において定めております165億円を基本とすることといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

合併特例債の内容等について、総額でお伺いをいたしました。

合併特例債が基本的には、ひとり歩きをしているという状況下だと理解をします。

参考までに、平成26年10月６日の熊日の新聞を内容に諮りながらお尋ねしていき

たいと思います。

総事業費52億円、合併特例債42億円、合併補助金２億円と掲載をされております。四捨五入等もありますけども、この庁舎事業の総額の財源はどういうものであるかということ。

それから、この事業に係る起債償還額をひっくるめて、交付税算入額等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

市庁舎建設の財源等について、お答えをいたします。

市庁舎建設におきましては、用地取得費、設計費、そして本体工事一式で、総額51億9023万200円であります。財源内訳につきましては、国の合併推進補助金２億1500万円、文化会館建設基金繰入金２億6809万2000円、地方債42億4180万円、残る４億6533万8200円が一般財源になる見込みでございます。

次に、市庁舎建設に係る地方債42億4180万円の償還について申し上げます。

特例債といえども借入金でありますので、借り入れから向こう30年程度で償還することになりますが、その償還総額は、元金に利子約３億2000万円を加えた総額45億6180万円と推計しております。これらを後年度において、公債費として償還することとなりますが、各償還年度において、償還額の７割程度が地方交付税として措置されることになります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

ただいま事業費の内容について、ご報告をいただきました。

あえて合併特例債のお尋ねをするという内容については、後ほどご説明しますけれども、52億円の中で、とりあえず持ち出し財源、一般財源は４億6000万円という報告でありました。

42億円の合併特例債を借りたときの支払い総額は45億円という話でありました。45億円の70％は交付税で入ってきます。そうしますと１億3600万円が別枠の繰り出しだという理解をすると、地方債の交付算入外のやつの１億3600万円と４億6500万円の一般財源の持ち出しを足せば、18億3000万円の持ち出しと、簡単に言えば、52

億円の中に持ち出しは18億3000万円しかありませんよと。すなわち、30％もかからない事業費で庁舎はつくってるよと。ということは、52億円もかけてという話が走りよる中に、やっぱりそういう内容をしっかり分析をして、市民の皆さん方には、職員全部が、こういう理解をして当たっていただきたいなあという気がするわけであります。

というのは学校再編の山鹿小学校、前回、９月議会で報告事項で出されました。事業費が25億円です。その中に補助金は８億円もらっています。地方債を18億4000万円借りているということ。その地方債も合併特例債だけじゃなくて、まだ有利な起債、80％交付税のある起債を使ってやっていると。そういう形の中で持ち出しを整理していくと、25億円の中の５億円ぐらいが持ち出しかなと。２割、19.何％ぐらい持ち出してないよと。だから、10年間の市町村合併をして、いろんな箱物をつくってくる大事なものについては職員みんなが共有して、そういうことをしっかり市民の皆さん方に説明をしていただきたいなという希望を持って、この合併特例債の話をお伺いをしております。

続いて、３回目の質問をします。

特例債の発行が５年間延長しました。本来は10年間で事業を終わっとらないかんとが５年間延びたので、その後の合併特例債を活用した事業展開がされるわけであります。

すなわち165億円、特例債を使おうという中で、10年間で91億8000万円を使っています。あと５年間、73億円の特例債、有利な特例債をつくって事業展開をするわけでありますから、これにつきましては、しっかり効果が上がるような事業展開をしていただきたいなということで、５年間の今後の計画についての質問をさせていただきます。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

特例債の発行が５年間延長されたことを受けてのご質問にお答えいたします。

向こう５年間にわたる社会資本の整備に当たって、現在策定を進めております第２次社会資本整備計画における基本的な考え方を申し上げます。

これからの社会資本の整備に当たっては、普通交付税の算定特例の終了による財政状況の変化や生産年齢人口の減少など社会情勢の変化を適切に見きわめつつ、限られた財源を効果的に活用し、かつ、総合計画、新市建設計画などを基本として、重点政策を推進することといたしております。

合併後10年間において積み残された事業、学校規模適正化事業や、合併後新たに生じた課題、一般廃棄物処理施設の建設など、優先度、緊急性の高いものを主要プロジェクトとして取り組んでまいります。

また、一方では、将来世代への負担軽減・不安感の解消を踏まえ、説明責任を果たすべく、規律ある財政運営を心がけてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

ただいまご答弁ありましたとおりに、負担軽減・不安感を除いて、説明責任をしっかり果たしていくということであります。特に、積み残された事業の中に、先ほど話がありましたように、学校規模適正化事業、それから一般廃棄物・焼却炉の事業出てくるわけでありますから、しっかりと少ない経費、持ち出しを、最大に事業費を使って、すばらしい事業を進めていただくようにお願いをしたいと思います。

２点目の質問、法定外繰出金についてお尋ねをしたいと思います。

法定外繰出金については、太田黒議員さん、平成26年３月質疑、平成26年９月一般質問で質問をされております。

答弁等を見ると、平成25年、平成26年には法定外繰り入れをせざるを得なかったというお話があります。特別会計に繰り出してあるわけですけれども、平成25年と平成26年に限っては、繰り出しを出さざるを得んだったという答弁。もう一つは、特別会計は基本的には独立採算であるべきだというご答弁があっております。

それを踏まえて、改めて平成26年度の特別会計に出している繰り出し計画、内容等がどういうものであるのか。

それから、平成27年度の予算に対してどういう考えで、今から取り組んでいかれるのか。

それから、平成27年度以降の取り扱い、対応をどうするのか。その辺を財政部門のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

法定外繰出金について、お答えをいたします。

特別会計に対する繰出金につきましては、法令及び総務省が示す繰出基準に基づ

き、適正に繰り出すことを基本といたしております。本市の場合、平成26年度当初予算において、国民健康保険事業特別会計に３億4000万円、農業集落排水事業特別会計に４億2636万7000円、そして簡易水道事業特別会計に7865万1000円の法定外繰り出しをもって予算措置を行っております。

合併からの10年間は、特別会計における財源不足額の全額について、一般会計が負担することにより、決算処理をしてまいりました。

しかしながら、平成27年度以降においては、交付税の算定特例が終了することなどを勘案しますと、特別会計の財源不足を従来どおり一般会計において全額負担することは困難でございます。このため、各特別会計に対しましては、中・長期的な経営戦略の策定など、経営健全化に向けた取り組みを求めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

今ご答弁があったとおりだと思います。特別会計に一般会計から法定外に繰り出すことについては、もう少し慎重に、しっかり検討していただきたいなと思います。

続きまして、２回目の質問を行います。

一般会計から国保特別会計に対して法定外繰出金という形で、財政的な援助が平成25年から始まっております。法定外繰出金に対する今後の考え方を、逆に繰り入れた部門、本来であれば３部門聞きたいわけですけれども、特に、国保特別会計のほうから繰り入れて今後、繰入金の対応を平成27年度以降の計画をどう進めていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

一般会計からの特別会計への法定外繰り出しについて、お答えいたします。

国民健康保険は一般的に、会社を退職された方や無職の方が多く加入されることで、低所得者層が多くなることや、中高齢者層を多く抱えるために、医療費が多額になるという構造的な問題を抱えております。

そのような状況を背景としまして、平成25年度及び平成26年度は、収支見込みにおきまして財源不足が見込まれたために、一般会計の法定外繰り出しを予算措置することで収支の均衡を図ってきたところでございます。

平成24年度のデータによりますと、全国1717市町村国保のうち、1068の保険者、割合にして62％の市町村が法定外繰り出しを受けておりまして、決算補塡目的による法定外繰出金の総額は3534億円にも及んでおります。多くの市町村が厳しい国保の財政運営を強いられているという状況でございます。

ただ、市としましては、一般会計の財政状況がますます厳しくなる中、国保事業が一部財源を一般会計から法定外繰り出しに頼っているということは、決して健全なものではないというふうに認識しております。

平成27年度以降につきましては、現在、国保税の見直しとともに健診や保健事業の自己負担の見直しを検討しており、国保加入の皆様に可能な限りのご負担を求めながら、歳入・歳出両面での経営改善に努める所存でございます。

また、健診事業や啓発を通した医療費抑制及び保険税収納率向上に向けた取り組みについても引き続き努めてまいります。

なお、平成29年度を目標としました国保財政の都道府県一本化に向けた国の動きもあっておりまして、その動向を注視しながら、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を安定的で持続可能なものとして事業実施できるように取り組んでまいります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

今、ご答弁の中でも平成27年度以降は、しっかり検討せないかんというお話であります。

ただ、先ほど申しましたとおりに、特別会計は独立採算が基本である。一般会計から国保に関係ない人たちの財源も持ってきているというのが事実だと思うんです。ここら辺は謙虚に検討してもらわないかんのと。もう一つは、二、三年前から、これはわかっとったことだと思う。３年ぐらい前から10億円あった基金がびゃんびゃん減ってきて、もうなくなる、赤字になるというのは想定されていたと思います。

それともう一つは、もう20年前後だと思いますけれども、国保税の徴収方法を変えられましたね。資産割と所得割、合わせて持っていったやつを、資産割を外して所得割だけにした。その時点では、7000万円ぐらいの収入落ちぐらいしかなかったということから始まりながら、こういう結果であります。

特に、国保年金課の皆さん方は一生懸命、徴収に関しても、そういう戦略にしろやっていると思います。基本的に、こういうことであるという理解をしながら、し

っかり今後努力をしていただきたいということをお願いしながら、一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第128号及び議案第129号の人権擁護委員の推薦についての２案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第128号及び議案第129号の２案件は委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第128号及び議案第129号を除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分　散会

～～～

１２月１５日(月曜日)

平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成26年12月15日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第 93号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号））

議案第 94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例

議案第 96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第 99号　山鹿市看護師等修学基金条例

議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例

議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本多目的交流施設）

議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村･都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）

議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第121号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第123号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第124号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
議案第125号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第126号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第127号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第128号　人権擁護委員の推薦について
議案第129号　人権擁護委員の推薦について
請願第　２号　「農協改革」に関する意見書提出を求める請願書
陳情第　７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書
陳情第　９号　手話言語法制定について国への意見書提出を求める陳情書
陳情第 10号　鹿央町三小学校と山鹿市の米田小学校統合に際しての陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第２号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について
第３　議会活性化特別委員会の中間報告

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第 93号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号））
議案第 94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例
議案第 96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第 97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第 98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
議案第 99号　山鹿市看護師等修学基金条例
議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例
議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本多目的交流施設）

議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第121号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第123号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第124号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
議案第125号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第126号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第127号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第128号　人権擁護委員の推薦について
議案第129号　人権擁護委員の推薦について
請願第　２号　「農協改革」に関する意見書提出を求める請願書
陳情第　７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書
陳情第　９号　手話言語法制定について国への意見書提出を求める陳情書
陳情第 10号　鹿央町三小学校と山鹿市の米田小学校統合に際しての陳情書
（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第２号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

第３　議会活性化特別委員会の中間報告

日程追加

第４　意見書案第３号　手話言語法の制定を求める意見書

意見書案第４号　「農協改革」に関する意見書

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長兼農業委員会事務局長	西田博之君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部次長	大森健司君
総務課長	大林秀樹君
長寿支援課長	佐藤アキ君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第93号～議案第129号、請願第２号
陳情第７号、陳情第９号～陳情第10号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第93号から議案第127号、請願第２号、陳情第７号及び陳情第９号並びに陳情第10号、議案第128号及び議案第129号の全案件を議題といたします。

○

議案第 93号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号））
議案第 94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例
議案第 96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第 97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第 98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
議案第 99号　山鹿市看護師等修学基金条例
議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例
議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本多目的交流施設）
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市一本松農村公園）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第121号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第123号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第124号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市カルチャースポーツセンター）
議案第125号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民スポーツセンター）
議案第126号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民プール）
議案第127号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第128号　人権擁護委員の推薦について
議案第129号　人権擁護委員の推薦について

請願第　２号　「農協改革」に関する意見書提出を求める請願書

陳情第　７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書

陳情第　９号　手話言語法制定について国への意見書提出を求める陳情書

陳情第 10号　鹿央町三小学校と山鹿市の米田小学校統合に際しての陳情書

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

各常任委員長の報告を求めます。冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

福祉厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

今回、新庁舎で初めての委員会でございましたし、従来、病院関係と市民福祉部を分けて審査いたしておりましたけれども、今回より新しい５階の会議室におきまして、同時に会議を開催することになりました。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件、議案11件、陳情１件についてご報告をいたします。

去る12月８日、午前10時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたし、慎重に審議を行い、その結果についてご報告を申し上げます。

議案第96号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第98号　山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号　山鹿市看護師等修学基金条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号　山鹿市看護師等修学資金貸与条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第９号　手話言語法制定について国への意見書提出を求める陳情書、挙手採決の結果、挙手多数により採択すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

去る11月14日、午後１時から５階会議室におきまして、委員１名欠席、執行部に関係職員の出席を求め、閉会中の継続審査としておりました、陳情第７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書について審査するため、委員会を開催いたしました。

担当課より「農業・農協改革」及び「農業委員会等の見直しの概要」の資料により説明を受け、慎重に審査を行いました。その結果、現在の農業の現状においては改革が必要であり、農協法・農業委員会法・農地法においても改定は行っていく必要があるなどの意見があり、挙手採決の結果、挙手少数により陳情第７号は不採択すべきものと決しました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案17件、請願１件についてご報告いたします。

去る12月９日、午前10時から５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、「方保田配水池」及び「島田地区配水池」の現地調査を行いました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、最初に建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告

いたします。

議案第102号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第111号　平成26年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号　平成26年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿本多目的交流施設）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設たかとり自然共育センター「木馬館」）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について(山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について(山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第121号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター待合所棟）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第122号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（物販棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第２号　「農協改革」に関する意見書提出を求める請願書、挙手採決の結果、挙手多数により採択すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案９件、陳情１件であります。

去る12月10日、午前10時から市庁舎５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。

調査先は、米田小学校及び博物館敷地内にあります古民家、旧松永邸のカヤぶき屋根のふきかえ工事現場とし、調査を行いました。

最初の調査先、「米田小学校」では、まず、学校側からあった説明の中で、平成29年４月の鹿央・米田地区統合小学校４校の開校を見据え、今の時期から児童同士が相互に交流できるよう、６年生の修学旅行や５年生の集団宿泊教室を４校合同で実施していることなどについて報告がありました。

続いて、教育委員会からは、米田小学校敷地内を活用して増築・改修されます、鹿央・米田地区統合小学校の施設整備計画について説明がありました。

特に、今回進める既存校舎の改修計画については、柱やはりの基本構造体のみを残す工法を採用し、内装は木質化を基調に、平成25年度に改修を終えた南関町立の小学校の工事実績を参考に詳しく説明があり、あわせて統合小学校の施設整備計画に関し、来年の７月中には校舎等の増築及び改修の設計業務が完了予定であることを含めた今後のスケジュールについて説明を受けました。

その後、統合小学校として改修が計画されております既存の校舎並びに６教室の増築が予定されております運動場を視察いたしました。

次に、博物館敷地内にあります古民家、「旧松永邸」のカヤぶき屋根のふきかえ工事現場を視察いたしました。

現地では、博物館館長より、古民家の歴史、建物の特徴、あるいは、今後の活用

計画等について説明を受けた後、カヤぶき屋根のふきかえ工事現場に立ち入り、工事の進捗状況を確認し、調査を終えました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、まず、一般傍聴者11名の傍聴を許可した上で、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第93号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第５号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第94号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号　山鹿市消防本部及び消防署設置条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第123号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第124号　公の施設の指定管理者の指定について(山鹿市カルチャースポーツセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第125号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第126号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第127号　公の施設の指定管理者の指定について(山鹿市サイクリングターミナル）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号　鹿央町三小学校と山鹿市の米田小学校統合に際しての陳情書､まず、「継続審査」にすべきものと意見があり、「継続審査」について、挙手採決を行いました。結果、挙手少数により、「継続審査をしない」ことに決しました。続いて、採択についての挙手採決を行った結果、挙手少数により、不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。丸山　康昭君。

［20番　丸山　康昭君　登壇］

○20番（丸山　康昭君）

陳情第10号　鹿央町三小学校と山鹿市の米田小学校統合に際しての陳情書に対して、賛成討論を行います。

鹿央町の未来を語る住民の会から提出された陳情書には、3225名の署名が添付されています。約2900名が鹿央住民の方です。これは、鹿央町有権者の70％以上に当たり、大変重いものだと思います。

９月議会前に教育委員会から説明で、ＰＴＡ代表、区長会長、地域審議会のメンバーで、米田小学校と千田小学校の中から統合校を米田小学校に決定されましたと初めて報告がありました。

区長会長が決定されたことは当然、地区の区長も同意したものと認識し、教育委員会には区長会審議会の決定を重く受けとめなくてはいけないが、地区への説明を十分にやっていただくように申し添えました。

９月議会に提出された設計費には、区長会の決定があったことを重く受けとめて賛成しましたが、見直し陳情に鹿央町民約2900名以上の署名があることは、教育委員会の説明が不足していたことは明らかだと思います。

また、ハザードマップの浸水氾濫地域にあることは、統合検討委員会には隠されたままで、決定後、明らかになったと聞いております。教育委員会では、安全を主張されていますが、ハザードマップは、国土交通省菊池川河川事務所が調査検討し、菊池川、岩原川、千田川の３河川のうち、１カ所が決壊したときの浸水を予測したものだということです。国が指定した水害時危険地帯にある施設を安全なところに移設するのが一般的だと思いますが、あえて危険地帯に新しく学校を移すという教育委員会の姿勢がわかりません。

広島市の災害でもわかるように、異常気象が続く今日、いつ、どこで災害が発生するかわかりません。本来であるならば、専門家による委員会等を設置し、本当に安全であるか調査するぐらいは必要だと思います。

12月５日、鹿央地区嘱託会議で、米田小学校への統合について、何も聞いていないなどの反対の意見が多く出て、会議全体が終わったとのことです。嘱託会議後、区長さんが各地域で話されるにつれて反論が大きくなり、鹿央町の未来を語る住民の会以外にも反対する組織ができるような動きがあるとのことです。

また、歴代町長、助役、教育長、議員による数回の会合でも、均等のとれた教育

と安全・安心の守れる教育を求めるとのことで、米田小学校への統合に反対表明されています。今後、さらに大きくなるものと思われます。

文部科学省は、公立小中学校の統合についての通達の一番目に、学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争が生じることを避けなければならないとされています。

本年度改定が進められていますが、スクールバスの利用追加と施設整備などの補助率が３分の１から２分の１へ引き上げられることが決定されています。その会議でも改めて確認されたことが、無理に統合せず、小規模の利点を生かし充実すること。やむを得ず統合する場合は、地域的意義や住民合意に十分に配慮するように努めることとなっています。

９月議会で予算に賛成をしたことから、統合問題には距離を置いてまいりましたが、12月11日以降、いろいろの情報が入ってきます。

最近の区長会長、地域審議会の申し立てからすると、統合計画はＰＴＡを中心に教育委員会とで検討され、決定後は、決定したこと、教育委員会が決定すること等の発言で、区長会長、地域審議会の意見が取り入れられることなく、また、会議の内容を口外しないようにとの口どめをするなど、住民への説明が不十分だったことが3225名の署名であり、そのうち鹿央町有権者の70％以上が鹿央町民であることを議員各位には重く受けとめていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、文科省は統合を進めた時代もありましたが、地域住民のトラブルの中で統合した学校は、子供に対しても、学校経営もうまくいかない。それも長い期間続くことから、通達で地域住民間の紛争を避けるようにとしております。このようなことから、陳情事項にある鹿央町・米田地区の住民の意見を聞き、また、安全面からも専門家等に検討していただき、安全を確認の上でも統合は十分ではないかと思います。

鹿北小学校では、設計完成後も住民からの申し出により変更されました。これは山鹿市、日本を背負っている子供たちに対して、議会の英断だったと思います。私も喜んで賛成させていただきました。鹿央・米田地区の子供たちも、これから山鹿市、日本を背負っている子供たちです。

鹿央町・米田地区の住民が喜んで統合できる環境をつくる意味からも、陳情第10号に対して、議員各位の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、通告による討論は終結いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第93号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第94号から議案第95号までの２案件を一括採決いたします。議案第94号から議案第95号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号から議案第101号までの６案件を一括採決いたします。議案第96号から議案第101号までの６案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、６案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号から議案第105号までの４案件を一括採決いたします。議案第102号から議案第105号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号から議案第113号までの８案件を一括採決いたします。議案第106号から議案第113号までの８案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、８案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号から議案第122号までの９案件を一括採決いたします。議案第114号から議案第122号までの９案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、９案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号から議案第127号までの５案件を一括採決いたします。議案第123号から議案第127号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第129号　人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、請願第２号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は採択することに決しました。

次に、陳情第７号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第７号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立なしであります。よって、本案は不採択することに決しました。

次に、陳情第９号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は採択することに決しました。

次に、陳情第10号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第10号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

○

日程第２　議員提出議案第２号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

○議長（藤原　弘君）

日程第２、議員提出議案第２号から議員提出議案第５号までの農業委員会委員の推薦についての全案件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、藤原　豊君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

議員提出議案第２号から第５号までの４議案について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第12条第２号の規定により、議会推薦の農業委員に、議員提出議案第２号から第５号までの記載のとおり、阿蘇品　幸博氏、若杉　史氏、古川　康信氏、守川　千穂氏をそれぞれ推薦するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号から議員提出議案第５号までの４案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第２号から議員提出議案第５号までの４案件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議員提出議案第２号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第３号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第４号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第５号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第３　議会活性化特別委員会の中間報告

○議長（藤原　弘君）

日程第３、議会活性化特別委員会からの中間報告を議題といたします。

同委員会に付託中の議会の活性化に関する調査について、会議規則第45条第２項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。太田黒議会活性化特別委員長。

［議会活性化特別委員長　太田黒　鐵郎君　登壇］

○議会活性化特別委員長（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

議会活性化特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成25年９月定例会において、議会の活性化に関する調査・研究を目的に、６人の委員をもって設置されました。

この間、議会活性化に関する議員研修会の企画・立案、さらに、荒尾市を初め、京都府の京丹後市及び綾部市、並びに佐賀県嬉野市の議会活性化先進地の視察などを行いながら、これまで１年３カ月の期間中、15回の特別委員会を開催し、審議を重ねてまいりました。

この審議の結果、議長に対し、８項目を４度に分けて答申を行いました。

まず、１点目は、全員協議会開催の毎月の定例化。

２つ目が、市議会に対する市民アンケートの調査の実施。

３つ目が、常任委員会の原則公開。

４つ目が、議会だよりへの政務活動費の使途等の掲載。

５つ目が、議会へ提出される予算・決算説明資料の充実について、市長への要望。

６つ目が、委員会研修の見直し案の提示。

７つ目が、平成27年度以降からの議会報告会を開催する。

そして、８つ目として、議会基本条例の策定について答申いたしました。

今後は、議会報告会の開催計画や、議会基本条例の原案づくりに向けて、慎重に協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、議会活性化特別委員会の中間報告といたします。

○議長（藤原　弘君）

ただいま、意見書案２件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。

この際、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程追加

日程第４　意見書案第３号　　手話言語法の制定を求める意見書

意見書案第４号　　「農協改革」に関する意見書

○議長（藤原　弘君）

日程第４、直ちに一括議題といたします。

意見書案２件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第３号

平成26年12月15日提出

手話言語法の制定を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

賛成者

山鹿市議会議員　藤　原　　豊

山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議員　池　田　誠　一

山鹿市議会議員　平　井　邦　廣

山鹿市議会議員　服　部　香　代

山鹿市議会議長　藤　原　　弘　様

手話とは、日本語を音声だけでなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきた。

しかしながら、聾学校では手話を禁止され、社会で手話を使うことで偏見を持たれてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年８月に成立した改正障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては、手話言語法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月15日

熊本県山鹿市議会

参議院議長　山崎　正昭　様
内閣総理大臣　安倍　晋三　様
文部科学大臣　下村　博文　様
厚生労働大臣　塩崎　恭久　様

意見書案第４号
平成26年12月15日提出

「農協改革」に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　永　田　　健
賛成者
山鹿市議会議員　芹　川　正　美
山鹿市議会議員　横　手　啓　介
山鹿市議会議員　永　田　紘　二
山鹿市議会議員　藤　本　峰　秀
山鹿市議会議員　稲　葉　　昇

山鹿市議会議長　藤　原　　弘　様

平成26年６月24日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、政府は、農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

具体的には、ＪＡの事業や組織運営のあり方、ＪＡ・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっている。

山鹿市は、これまでＪＡと密接に連携しながら、農地利用集積・新規就農支援・健康福祉活動等を通じた農業振興・地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめいかんでは、ＪＡの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難になり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、ＪＡグループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう強く求める。

記

１．総合事業によるＪＡ事業の展開について

ＪＡの役割は、「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業（営農経済・信用・共済・生活・福祉等）による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後もＪＡの共同組合としての事

業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度・法人形態の転換等は、強制しないこと。

２．准組合員の事業利用・ＪＡ運営参画の促進について

准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生の推進」「地域インフラの維持」を今後図っていくためには、准組合員の事業利用・ＪＡ運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限等は行わないこと。

３．農協法上の「新たな中央会制度」位置づけの明確化について

「新たな中央会制度」は、ＪＡの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月15日

熊本県山鹿市議会

参議院議長　山崎　正昭　様
内閣総理大臣　安倍　晋三　様
農林水産大臣　西川　公也　様
内閣府特命担当大臣（規制改革）　有村　治子　様
内閣官房長官　菅　義偉　様

○議長（藤原　弘君）

意見書案第３号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、冨丸　洋一郎君、ありませんか。

○５番（冨丸　洋一郎君）

ありません。

○議長（藤原　弘君）

次に、意見書案第４号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、永田　健君、ありませんか。

○３番（永田　健君）

ありません。

○議長（藤原　弘君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時50分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時02分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第３号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第４号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成26年（第４回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時03分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　藤　原　　弘

山鹿市議会議員　丸　山　　康　昭

山鹿市議会議員　寺　崎　　勇　児